

第55回通常総代会議案書

地域別総代会議 提案議案

〈予定議題〉

- 第1号議案 2025年度活動・事業報告、決算関係書類及び
剰余金処分案承認の件
監査報告
- 第2号議案 2026年度活動方針ならびに事業計画、予算決定の件
- 第3号議案 第29期役員選任の件
- 第4号議案 役員報酬限度額決定の件
- 第5号議案 退任役員への慰労金支給の件
- 第6号議案 総代会特別決議採択の件

※第1号議案「決算関係資料」および、第2号議案「予算に関する資料」は当日での配布となります。

☆はじめに

1. 2025年度第3回地域別総代会議の開催にあたって



●総代のみなさま、いつも総代として生協へご協力いただき、ありがとうございます。

第2回地域別総代会議ではみなさまから多くのご意見ご提案をいただきました。いただいた声は、3月の理事会へ報告し、「2026年度方針案」として提案内容を補強いたしました。

今回の地域別総代会議は、「第55回通常総代会」で提案する内容について、さらに修正や変更がないかみなさまにご確認をいただく大切な場です。「私たちの声（アンケート）」も準備しておりますので、ご参加の有無にかかわらず、ご質問・ご意見をお寄せください。一緒に2026年度の方針をより良い内容にしていましましょう。

1) 開催日程と進行計画について

日程	地域	会場
5月11日（月）	鹿児島市	かしん研修センター
5月12日（火）	鹿屋	コープかのや店
	川内さつま	コープ川内店
	指宿	コープ指宿店
	鹿児島市	カクイックス交流センター東棟4階（大4研修室）
5月13日（水）	伊佐・湧水	伊佐センター集会室
	オンライン	①10時～ ②17時～
5月15日（金）	南薩西	コープかせだ店
	オンライン	14時～
5月16日（土）	オンライン	10時～
5月18日（月）	鹿児島市	コープ吉野店
	オンライン	10時～
5月19日（火）	離島特販・種子島	中種子町中央公民館・小会議室
	霧島	コープ国分店
	川内さつま	コープ川内店
	日置	コープ伊集院店
5月20日（水）	鹿児島市	キャンセビル7階（第1会議室）
	南薩西	コープかせだ店
	始良	コープ始良店
5月21日（木）	鹿児島市	谷山サザンホール（第1会議室）
	出水	コープ出水店
	鹿屋	コープかのや店
	霧島	コープ国分店
5月22日（金）	離島特販・奄美大島	奄美市名瀬公民館2F 会議室
	鹿児島市	キャンセビル7階（第1会議室）
	曾於	志布志市文化会館1階多目的室
	始良	コープ始良店

※開催時間 10:00～12:00の予定です。

2) 予定進行スケジュール (状況に応じて変更する場合があります。ご了承下さい)

時 間	内 容
10:00~10:04	・出席状況を確認 ・開会の挨拶
10:04~10:54	・第55回通常総代会の議案提案 (1号、2号議案は前回の提案から修正した項目を中心に説明を行います)
10:54~11:02	・意見用紙(私たちの声)の記入 ・グループ交流の説明
11:02~11:47	・グループ交流 ・発表、回答
11:47~11:50	・議案修正の有無の確認
11:50~12:00	・おすすめ商品説明 ・各事業部からのお知らせ ・第55回通常総代会に関するお知らせ ・閉会のあいさつ

2. 第55回通常総代会について

●第55回通常総代会

日程 6月23日(火) 10:30~13:20予定
会場 宝山ホール(鹿児島県文化センター) 鹿児島市山下町5-3

1) 「地域別総代会議」議案に対する修正案提出について

総代会運営規約第10条に基づき、会議終了より2日後までに理事会へ提出いただくことになっておりますが、ご意見や提案のある方は、できるだけご出席される当日(会場)で提出いただきますよう、ご協力ください。

2) 通常総代会出欠届について

通常総代会出欠届は、第3回地域別総代会議にご出席の際、会場で職員へご提出いただくか、郵送の場合は、5月15日(金)必着で同封の返信用封筒でご投函いただきますよう、お願いいたします。

3) 「書面議決書」と「委任状」について

通常総代会では、直接会場に出席いただけない方は、「書面議決書」か「委任状」のどちらかを提出していただき「出席」といたします。

「書面議決書」は、6月初旬にお届けする通常総代会議案書といっしょにお届けします。「委任状」が必要な方は、事務局へご連絡ください。

以上のように、今回のご案内では同封しておりませんので、ご注意ください。

4) 会場へ出席される方へ

- ・託児を設けます。必要な方は、別紙、出欠届でお知らせください。
- ・お昼は準備いたします。

ご不明な点がございましたら、099-286-1114(組織運営本部)まで
<月~金 9時~18時>

1. 総代とは

総代は組合員の代表です。生協法（消費生活協同組合法）第47条第2項は「総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙する」と規定しています。

また、生協コープかごしまの定款第47条では「総代は組合員の代表として組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない」と規定しています。

2. 総代会とは

総代会は、生協コープかごしまの最高議決機関です。

総代会には、通常総代会と臨時総代会があります。通常総代会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催しなければなりません。年度決算や予算などを決める生協コープかごしまの最高意思決定機関です。

生協法（消費生活協同組合法）では、組合員が1,000人以上になった場合、定款の定めにより総会に代わる総代会を開催できます。

生協コープかごしまは、組合員が全県に広がり、35万人を超えており現実的に全組合員が集まる総会は開催できません。そのために、総代選挙規約で選挙区と定数を定め、組合員の代表である総代を選出して、総会に代わる総代会を開催しています。

<総代会の議決事項（定款第56条）>

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資1口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他団体への加入又は脱退

第1号議案 2025年度活動・事業報告、決算関係書類 及び剰余金処分案承認の件 監査報告

2025年度に発生した重大な案件についての最終報告

1. システム移行に伴う決算遅延について

(1) 経過：新しい店舗・業務管理システムへの移行をコープ九州で行う際に技術的な不備が発生し、決算作業が大幅に遅れました。その結果、6月に開催する通常総代会での決算関連議案の承認ができず、8月の臨時総代会で承認いただく形となりました。

(2) 原因

- 1) システム移行に伴う技術的なリスク（起こりうる障害）の評価が十分ではありませんでした。
- 2) 移行後の検証体制が不十分でした。

(3) 生協コープかごしまとしての対応

- 1) 利害関係のないIT法務専門の弁護士による第三者調査を実施し、原因と改善策を明確にしました。
- 2) 再発防止策についてコープ九州理事会で確認し、今後の大規模システム開発ではリスク評価と検証体制を強化し、九州内の生協と連携して教訓を共有していくこととしました。

2. 産直にんじんの残留農薬基準値超過について

(1) 経過：鹿児島市保健所の検査により、基準値をわずかに超える残留農薬が検出されました。それに対して行政への報告や商品回収などの対応を行いました。

(2) 原因

- 1) 圃場（栽培する畑）の形状により、周辺から農薬が流入した可能性があります。
- 2) 生協外に出荷するにんじんととの混入の可能性があります。
- 3) コロナ禍以降、生産者とのコミュニケーションが不足し、確認体制が弱まっていたと考えられます。

(3) 生協コープかごしまとしての対応

- 1) 担当職員が産地訪問を行い、生産者と原因を共有し、農薬散布手順や圃場識別方法を再確認しました。
- 2) 生産者とのコミュニケーション体制を見直し、栽培ルールの相互確認を強化しました。
- 3) 種をまく時と収穫前に現地確認を行い、改善状況を確認しました。

3. コープかのや店テナントでの衛生管理上の懸念事項について

(1) 経過：同一商品を購入された複数の利用者から体調不良の申し出がありました。保健所の調査により因果関係は特定できませんでしたが、衛生管理上の問題が確認されたため、営業休止をお願いしました。

(2) 原因

- 1) 衛生環境、製造管理、従業員教育における不備が確認されました。
- 2) 情報共有体制の弱さが確認されました。

(3) 生協コープかごしまとしての対応

1) テナント運営会社と以下の6項目を重点改善として取り組むことを確認しました。

- ①賞味期限管理の徹底
- ②HACCPに基づく従業員教育
- ③基本衛生点検の強化と害虫駆除の外部委託
- ④全従業員への衛生研修
- ⑤外部点検の実施
- ⑥情報伝達の一本化と本部との共有

2) また、通常は半年に1回の衛生点検を毎月実施し、改善状況を継続的に確認しています。

3) あわせて4月にはテナント従業員・組合員・生協職員の交流の場を設け、コミュニケーションの活性化と信頼関係の再構築を継続して進めていくことを確認しました。

2025年度の振り返り（2025年4月～2026年3月）

1. 取り巻く情勢について

①「平和」を取り巻く情勢について

日本各地で「被爆・戦後80年」の取り組みが実施され、平和の大切さが再認識される一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や、中東諸国の紛争など、国際秩序を無視した政治的・軍事的な緊張が続いています。

②「食」を取り巻く情勢について

「令和の米騒動」と言われた米問題は、2025年にも落ち着きを見せる状況にはなっていません。令和7年産米においても、価格は高止まりが続いており、私たちの暮らしを圧迫しています。

③「地球環境の変化」について

地球温暖化の影響により、世界各地で猛暑・豪雨・干ばつ・森林火災などの異常気象が頻発しています。鹿児島県内においても、夏の猛暑や、豪雨や台風の影響による被害が多数発生しました。

2. 組合員数、出資金、事業の状況

	実績	前年比	前年差
組合員数	351,315人	101.0%	3,555人
出資金	119.4億円	102.2%	2.7億円

供給高	実績	予算比	前年比
全体	353.7億	102.6%	104.8%
店舗	196.6億	104.6%	109.9%
無店舗	155.4億	100.8%	99.4%

3. 2025年度（2025年4月～2026年3月）の活動状況について

2025年度方針については、2030年ビジョン第2次中期計画（2024年度～2026年度）に基づき「4つの柱」に沿って取り組みを進めました。2025年は「被爆・戦後80年」の年であり、また、国連が世界に呼びかけた2012年に続いて2回目となる「国際協同組合年」でもあることから、「平和」や「協同組合」に関する取り組みも活発に行われました。

【第1の柱】

「食を中心にした運動の推進と、事業環境の変化に対応し安定した事業剰余を確保できる経営、理解をひろげる学習活動や広報の取り組み」について

（1）食を中心にした運動の推進

1）基軸商品「米」「牛乳」「たまご」の利用普及

①「米」については令和6年産米・5年産米の入札による政府備蓄米の供給により、欠品の解消や数量制限の緩和につながり、組合員へ安定した供給をすることができました。令和7年産の早期米、普通期米の入荷がそれぞれ始まりましたが、今後の安定供給も踏まえ、店舗では新しい取引先からのお米の供給もスタートしました。

②「牛乳」については創立記念日の「コープかごしま牛乳」供促以降も利用を広める取り組みを行いました。8月にはメーカー協力のもと、鹿児島市の皇徳寺児童クラブで牛乳について出前授業を行うなど、食育の取り組みもすすめました。



【クイズ大会後、実物大の牛のタペストリーの前で記念撮影】

③「たまご」については市場鶏卵価格の高騰やコスト価格高騰のため4月に価格改定を行いました。「産直知覧のたまご」については商品の特長を紹介するなど価値訴求を強化した結果、2桁伸長の利用となりました。ただ、相場高の状況により利用がさらに集中したため、店舗では12月より白10個企画についてはセール企画対象外とさせていただきました。

2) 生産者やメーカーとの結びつき

①アメリカで非遺伝子組み換えの大豆や小麦を生産されている「ボブさん」ことロバート・シナーさんと、長男のスコットさんが来鹿されました。今回はボブさんの原料を使用しているメーカーを訪問し、各取引先の皆さまと交流を行いました。ボブさんからは、これまでボブさんが中心となって関わりをもってきた生協コープかごしまとのつながりを、今後は息子であるスコットさんに引き継ぎながら進めていくことも話されました。



【 スコットさんとボブさん 】

②「産直知覧のたまご」を生産されている有限会社サンエッグと、たまご情勢について意見交換を行いました。サンエッグからは「鶏インフルエンザや夏場の猛暑影響等、鶏卵相場に大きく影響するが、生協は年間で価格が決まっているので非常にありがたい」とのお話がありました。

3) 品質保証に関する取り組み

①年間計画に基づいた店舗点検の1回目を実施しました。今年度は点検後のフィードバック用のフォームの見直しをおこない、各店の製造現場で改善をした状況をより報告しやすくしています。

②産直センターではHACCPの理解を深めながら、清掃計画や手順の見直し、記録の実施状況の確認等をすすめて、8月の保健所による点検を経てフィッシュセンターの水産製品製造業、そうざい製造業、ミートセンターのそうざい製造業についての営業許可の更新を済ませています。

③プライベートブランド商品の工場点検については、商品事業本部担当者により製造工場の衛生管理状況や原料から製品になるまでの一連の流れについて点検をおこない、品質保証部でその内容を確認するという流れですすすめています。上期は4工場を対象に点検を実施しました。



④残留農薬検査については、産直の野菜や果物（9品目）を対象 【 工場点検の様子 】

に実施し基準外はありませんでしたが、鹿児島市保健所がベジタブルセンターから収去した「産直にんじん」において基準値を超過する検出があったことから、鹿児島県などの行政対応や国への報告、商品回収等の対応を行いました。11月には産直にんじんの生産者を訪問し、再発防止に向けて、圃場の視察、農薬管理や生産工程の確認など、植え付け前の相互点検を行いました。

⑤内部向けの情報発信として、食中毒予防などについての注意喚起を行っています。8月にはテナントによる衛生管理上の懸念が発生したため、営業を見合わせ、点検と改善の取り組みをすすめました。今回の件を踏まえ、テナントや店舗製造時でのリスク箇所の見直しや衛生対策の強化、改めて生協品質とは何かを見つめなおし製造部門の衛生管理の向上につなげることを確認しています。

(2) 事業環境の変化に対応し安定した事業剰余を確保できる経営

1) 店舗事業

①組合員のくらしを支える取り組みとして、毎月1日と15日の「くらし応援コープの日」を継続しています。当日は「生協品質」として選定した商品を、無店舗事業や機関紙「まい・こーぷ」の記事との連動した展開を行いました。また、各店舗で選定したおすすめ商品も店舗委員会や組合員と協働し、推奨活動にも取り組みました。



②夏の推しコープキャンペーンを、7月21日から9月20日まで実施しました。春の推しコープキャンペーン以前に行った人気投票の結果をもとに商品を選定し、コープ商品の魅力を広く発信しました。

③コープマネー推進にあたり、毎月5日と15日の「チャージプレミアム2倍の日」に加え、毎月25日を「チャージプレミアム5倍の日」として取り組みをすすめました。2025年4月から2026年3月まで累計の25日の供給高は前年比107.6%、来店者数は前年比105.3%と、いずれも好調な推移となっています。また、キャッシュレス決済の利用率は、52.7%（前年同月比で+1.5%）と伸長しました。



④曜日サービスは、重点商品と並ぶ企画の柱として位置づけ、継続的に取り組んでいます。水曜日の「組み合

わせでお買い得な日」については、企画内容の見直しを協議し、7月より品揃えの充実を図りました。より選びやすく、買いやすいサービス提供を目指し、「2パック500円」の企画を「2パック550円」に変更し、提案内容の向上を図りました。

- ⑤9月2日から24日間、コープ城西店を一時閉店し、改装を実施しました。今回の改装では、店内買い場スペースの拡張、事務所・カウンターの移設、冷ケース設備の入れ替え、クロスの貼り替え、カーテン交換、等を行いました。9月26日に無事リニューアルオープンを迎えて以降、供給高・来店者数ともに予算計画および前年実績を上回り、順調な推移となりました。



【 白基調から黒基調へ 外観も一新したコープ城西店 】

- ⑥2026年度に予定している「かのや店」の改装に向けて、近隣競合店の調査や商圈分析を行い、地域の状況や利用動向に関する情報収集を進めました。あわせて、組合員の声を集約するとともに、「かのや店を良くする会（仮称）」の立ち上げ準備も並行して進めました。

2) 無店舗事業

- ①仲間づくりは、予算比92.0%、前年比103.2%でした。今年度は店舗の誕生祭や感謝祭、地域イベントなどに積極的に参加し、視認性の高いツールを活用しながら無店舗事業の認知拡大に努めました。



【 リトルママフェスタ 】



【 生協まつり（奄美） 】



【 にしきまつり（加治木） 】

- ②はじめてはこの申し込み件数は3,915件（前年差△461件）でした。お届けは3,542件（前年差△341件）で、うち2,504件に対して再訪問（再訪問率71.4% 前年差+21.7%）を実施し、新たに476人が無店舗利用開始されています。12月に、はじめてはお届けスタッフを対象とした交流会を開催しました。スタッフ同士が交流を深めるとともに、事業所メンバーからスタッフへ感謝の言葉を届ける機会ともなり、今後の連携強化につながる有意義な時間となりました。



【 離島からはオンラインで参加 】

- ③ドライアイス価格の高騰や原料不足の状況を受け、商品の品温を維持しながらドライアイスの使用量を削減する運用を進めています。一部事業所でドライアイス冷凍蓄冷材に置き換える運用を開始し、使用量は前年比87.4%となっています。組合員からのお申し出も特になく運用が進んでいます。

- ④離島特販事業の運営改善を目的に、個配登録者のカタログ停止機能の取り組みを行いました。対象者（1,284人）にアンケートを実施し、了承いただいた270人の組合員の協力をいただくことができました。その後の利用状況の検証も行い、輸送費のコスト削減につなげることができています。

3) 共済事業、福祉事業、買物支援の取り組み

- ①共済事業については、全国で13生協が指定されている「モデル生協」（取り組みを全国に発信する役割）となり、CO・OP 共済連や他のモデル生協と情報交換をおこないながら取り組みを推進し、共済新規計画を3年ぶりに超過することができました。また、「たすけあい」の理念への共感づくりとして実施した折鶴の取り組みには、多くの組合員の協力があり、他生協でも同様の取り組みが広がりました。



【 新制服ロゴ 風は南から 】



【 集まった折鶴 】

- ②今年度の共済給付金（組合員へ支払った共済金）は15億円を超える状況（2.7万件近くの申請数）で、保障面で組合員の暮らしに貢献しています。昨年9月からスタートした、誕生日商品の事前申し込み制度は全国で43,474件、鹿児島で634件の申し込みで、生協への新規加入やお母さんのたすけあい共済の加入にもつながりました。
- ③福祉事業は、今年度も利用者（請求件数）が前年比105%と増加しています。事業収入は予算に及んでいませんが、前年比105%の伸長となりました。社会福祉法人麦の芽福祉会と合同で、愛知県の南医療生協における生協福祉の取り組みについて視察を実施しました。組合員が主体となって関わる活動は大変参考となり、地域に支えられる事業のあり方を改めて考える機会となりました。
- ④買物支援の取り組みは、店舗ふれあい便の利用者数前年比101%、川内店移動店舗車の利用者数前年比141%、買物送迎はかせだ店での取り組みがスタートしたこともあり3店舗合計で利用者数前年比126%と伸長しました。また、無店舗事業ではサロン活動と連携した公民館配達等が3カ所増え合計5カ所となりました。お弁当宅配については、利用者数前年比103%と順調に伸長しています。

（3）広報媒体を活用した取り組みのお知らせ

- ①離島特販事業への理解深化と離島特販運賃基金の登録者増加を目的に、組合員へのお知らせや職員向けの学習会実施を強化しました。動画作成や基金呼びかけには組合員にも協力をもらいながら、通常総代会やメッセージカードなどでお知らせしました。また、基金登録者へのお礼もお手紙にて伝えました。離島特販運賃基金の登録者数は、今年度期首より451人増加し、1,001人となっています。
- ②機関紙「まい・こーぷ」を中心とした商品の価値訴求を行い、店舗、無店舗での買い場作りや学習、SNSやラジオを活用し、広報の連動を行いました。5月のC生芋こんにゃくでは、前年度同月比で店舗484.6%、無店舗1076.7%、8月のかごしま大豆の大粒納豆では、前年度同月比で店舗140.5%、無店舗337.8%と前進を作ることができました。
- ③公式LINEのお友達登録数は36,338人、組合員連携は24,262人となっています。通常のクーポンの発信に加え、店舗毎の情報や無店舗のお得な情報の発信を行いました。

【第2の柱】

「組合員の参加、参画のひろがり職員とのやりがい、希望づくり」

（1）組合員の参加、参画のひろがりについて

1）機関会議への組合員参加の状況

- ①5月におこなわれた「2024年度第3回地域別総代会議」には、総代544人中、実出席326人、オンライン出席32人の参加がありました（出席率66%）。オンライン会場では参加しやすい状況をつくるため、昼と夕方時間帯、土曜日の開催、サテライト会場（鹿児島市内）を設けて案内を行いました。
- ②6月に開催された「第54回通常総代会」では、総代544人中、実出席212人、書面出席328人、合計540人の出席で7つの議案すべてが承認されました。例年、通常総代会にて提案する「事業報告、決算関係書類及び剰余金処分案の承認並びに監査報告を延期する件」については、新しい店舗・業務管理システムが正常稼働せず、2024年度3月度決算が確定できていない状況にあったことから、提案を延期し、決算確定後に従来の諸手続きを踏まえて臨時総代会を開催し、承認を得る旨を承認いただきました。
- ③8月29日に開催した「第16回臨時総代会」では、総代544人中、実出席56人、書面出席479人、合計535人の出席により、第1号議案「事業報告、決算関係書類及び剰余金処分案の承認並びに監査報告」を満場一致で承認いただきました。
- ④総代選挙は7月1日に公示を行ない、8月8日の締め切りまでに、各エリア過不足無く、計550人の総代が選出されました。うち、新任総代は109人となっています。



【 通常総代会では7名の総代が発言 】

2) 組合員活動への参加、組合員活動と連動した声の実現

- ① 組合員組織については、計97組織、706人の参加につながっています。また、学習会1, 786人、産地工場見学668人の参加がありました。
- ② 7月～9月に実施した、「コープひろば（あつまるひろば）」には、33会場451人の方の参加がありました。「国際協同組合同年」「戦後80年の平和企画」の取り組みや、おすすめ商品の紹介を行いました。参加者から寄せられた声は、運営や品揃えの改善に活用しました。
- ③ 19店舗の中で、唯一敷地内に組合員集会室がないコープかせだ店の駐車場の一角（コインランドリー横）に組合員集会室を建築し、11月11日には開所式を執り行いました。
- ④ コープのある暮らしをコンセプトにスタートした「特派員制度」は4名の方が活動されています。各地の情報やおすすめ商品について組合員目線で投稿いただいています。また、「いいねボタン」を配置することで組合員が気になる情報の見える化も図っています。
- ⑤ 文化鑑賞会『まい・夢』では、5月に第77回例会「前進座公演 松本清張朗読劇」を開催しました。また、『まい・夢』を知ってもらう取り組みとして、第78回例会の出演者「松本圭使さん」と県内演奏家による「ジャズ・ミニコンサート」を開催しました。当日は、松本さんによるジャズ演奏の解説もあり、75人の組合員が生演奏を楽しみました。
- ⑥ 城西店の改装について、3月より「Jyosei スマイルロード」（城西店をよくする会）を定例開催しました。会では試食を交えながら改装に向けた組合員アンケートの結果の共有や、テーマを設定しながら各部門を見学するなど、改装に向けた意見・要望の聞き取りを行いました。
- ⑦ 5月に実施した「谷山店50周年誕生祭」では、「お楽しみ抽選会」「新茶試飲販売」「ベジチェック」「コーヒー豆即売会」「コープ共済相談会」など、多彩な企画を実施しました。7月に実施した「国分店誕生祭」では、店舗委員会の協力のもと、おすすめ商品の紹介やお買い物券のプレゼントを行いました。また、「たまごのつかみ取り」「かぶとむし・くわがたプレゼント」、志布志観光特産品協会の協力による「志布志フェア」など、日替わりで多彩なイベントを展開しました。2026年2月には、吉野店で40周年誕生祭を開催し、「健康」「地域」「買い物支援」をテーマに、多彩なイベントを通じて来店者や地域とのつながりを深める取り組みを行いました。
- ⑧ 商品の開発改善では、「おせち」「クリスマスケーキ」「C田舎麦みそ」の改善に取り組みました。それぞれ多くの組合員、職員の参加で非常に賑わいのある会となりました。「おせち」「クリスマスケーキ」については12月まで利用訴求を行った結果、多くの利用につながりました。また、カップタイプの包材変更を行った「C田舎麦みそ」については、開発改善に参加した皆さん方が、広幅用紙に改善の経緯や学んだ内容をまとめてくださいました。これにより、商品の魅力をしっかりお伝えする取り組みへとつなげることができました。



【 コープかせだ店 組合員集会室 】



【 ジャズ・ミニコンサート 】



【 Jyosei スマイルロード 各部門を見学し、リニューアルに向けて意見交換 】



【新たに開発した3種類のケーキ】

おせち【初夢】



(2) 職員のやりがい、希望づくり

1) 職員育成、研修の取り組み

① 2025年度新入協者7人とJA鹿児島県経済連からの出向者1名を迎え入れました。入協時研修の実施に加え、7月には3ヵ月フォロー研修を実施しました。



【 2025年度新入協者 入協後4日間は研修を通じて生協についての学びを深めました 】

② 2025年度の新任管理者を

対象に実施し、管理者として必要な「労務管理」「就業規則」「決裁権限」「ハラスメント」などについて学習をおこないました。また、今回は外部講師を招いて「マネジメント」についても学びました。

③ 新入協の定時職員や専任フルタイム職員を対象にした採用直後研修は、産直センターの見学も兼ねて月1回実施しています。「生協とは」や「コープ商品」「産直センターの役割」「就業規則」「待遇」について理解を深めました。

④ 「国際協同組合同年」の取り組みとして県生協連が主催した「杉本貴志氏講演会」には、会場参加88人、オンライン参加5人、計93人の参加で協同組合についての学びを深めました。

⑤ 店舗事業では「店舗基礎セミナー」を開催し、若手職員中心の8人が「買い場づくり」や「商品構成」など、競合店との比較を通じて、自店での実践につなげる学びを深め、最終5回目のセミナー終了後には全課程を修了した8名を対象に修了式を実施しました。また、コープ九州主催の「店長カスギルアップ研修」には、新人店長2人が参加しました。



⑥ 無店舗事業ではグループリーダーおよびグループリーダー補佐を対象とした交流会を開催しました。日頃の部下とのコミュニケーション（関わり方）について学び、自身の役割について改めて考える有意義な場となりました。



2) 職員のやりがいや、将来に希望が持てる職場づくり

① 無店舗事業では、職員の健康を守ることを目的に「夏季非営業週」を実施しました。職員からは「家族との時間が増えた」「健康的にリフレッシュできた」と好評で、組合員からも「不便もあるが、職員の健康のため理解できる」といった多くの理解をいただく取り組みとなりました。

② 熱中症対策として、飲料水の支給や空調服の貸与範囲を拡大するなど職場環境の改善を図りました。また、無店舗事業では、熱中症予防や現行制服（スラックス）の機能性の観点から、ハーフパンツを試験的に導入しました。

③ 店舗事業では、職員の個性を尊重しつつ職員が気持ちよく働ける職場環境を目指し、8月より新たな「身だしなみルール」の運用を開始しています。議論の経過の中で、組合員に対する丁寧で感じの良い接客・接客はさらに強化していくことを確認しています。また、無店舗事業でも11月中旬より新たな「身だしなみルール」の運用を開始しました。

④ 2025年4月から新たに創設された出生後休業支援給付金について、現在育児休業取得中の職員へ個別に案内を行いました。

⑤ 無店舗事業では、四半期ごとに表彰される専務賞について、対象者をフロント会議に招待して表彰する取り組みをはじめました。参加した職員も終始笑顔で、和やかな雰囲気の中での進行となり、相互理解が深まる貴重な機会となりました。



【 新たな表彰の形に職員は喜びの表情 】

⑥ 産直センターでは、働く障がい者の家族が集まる「家族の会」を開催し、職場見学や意見交流、懇親を深めました。参加されたご家族から「子どもから仕事が楽しいと聞く」「実際の仕事風景を見ることができ理解を深めることができた」等の声を聞くことができました。



3) 採用等の状況

- ① 2026年度採用活動については、新卒向けパンフレットの刷新、大学訪問（鹿大、志学館大学、国際大、県立短大）、就職フェアや企業説明会への参加を行いました。内定者2人（大卒1人、高卒1人）と厳しい結果となりました。
- ② 定時職員・専任フルタイム職員の採用活動は、独自採用ホームページや各種Web媒体、求人誌で活用しています。また鹿児島市内の事業所については、人事部でハローワークのWeb求人登録を行いました。
- ③ 無店舗事業における配達人員不足数は10人で、期首と比べて17人改善しています。昨年同時期と比較して、採用応募件数は減少しているものの、離職人数も減少しているため、体制改善の動きとなっています。採用応募数増につなげるため応募原稿の見直しや採用の間口を広げるなど、対策を進めました。

【第3の柱】

「地域の問題解決にむけた、地域の組織や団体とのつながり作りと、連携した取り組み」

(1) 地域の困りごとへの対応

- ① 各行政の買物困難者対応窓口部署や県の各地域振興局、社会福祉協議会などを訪問しながら地域の課題や状況の把握、生協の取り組み紹介を行い、コミュニケーションを図りました。結果として、鹿児島県に対して申請を行った、生協の買物支援活動に対する4件の補助金申請は、全て交付が確定しています。
- ② 地域コミュニティへの貢献や、コープファン作りのための総合力の発揮を目的に、各地域にて調整会を開催しています。昨年度から取り組みをすすめている大隅調整会には行政や社協も参加し、買物困難者への対応や災害時の対応についても意見交換を行いました。また、かせだ調整会では、買い物送迎やおむつ等配達状況確認や、市広報誌での生協の取り組み紹介についても確認をおこないました。
- ③ 東串良町にて無店舗配達と公民館でのサロン活動等との連携による公民館配達が始まりました。また、鹿屋市旧市街地に拠点を構える「かのや中央四心会」では、買い物困難を訴える声を受けた行政からの呼びかけで、会に集まる高齢者を中心に班を結成するなど、無店舗事業でのお役立ちが進んでいます。  【かのや中央四心会 試食説明会】
- ④ 離島での配達不可エリア解消にむけての取り組みとして、与論島のAコープよろん店での受取班が7月からスタートしました。有村運送店や白尾商会など地元企業の方々の協力を得ながら運用する事につながり、地元と一緒に課題解決することにつながっています。
- ⑤ 昨年度に引き続き、指宿商業高校への出前授業の対応を行っています。授業では、生協やコープ商品の紹介を通じて、生徒たちが生協コープかごしまの事業内容や社会的な取り組みへの理解を深める機会となっています。9月には指宿店感謝祭において「プチ指商デパート」を出店し、生徒たちが接客や販売を通じて組合員や地域の方々と一緒に楽しく交流することにつながりました。11月の「指商デパート」では、生徒たちと共同開発した「がね天」と「ビスケット」を販売し、いずれも完売となる盛況ぶりでした。  【指商デパートでの1コマ】

(2) 様々な取引先と連携した取り組み

- ① 鹿児島県生協連が中心となって呼びかけ・調整を行い、7月5日の「国際協同組合デー」にアミュプラザ鹿児島AMU広場にて開催された「かごしまつながるフェア～協同のちからで未来へ～」では、関係団体とも協力しながら中心的な役割を担いました。協同組合を多くの方に周知するために、協同組合間提携商品「smile ring」の商品や、コープかごしまプライベートブランド商品等の販売を行い、多くの方に利用をしていただきました。



【 AMU 広場には約1,500人が来場 】

- ②JA鹿児島県経済連と協同組合間提携して開発・供給する商品「smile ring」の新商品として「かごしまミルクバー【抹茶味】」の供給を開始しました。店舗ではエコーブ鹿児島と共通したPOP等のツールを活用して供促を行い、無店舗では「かごんまーとプラス」にて、協同組合の商品や「smile ring」の商品を案内するなど、多くの方に商品と、協同組合間提携のとりくみを知っていただく機会となりました。



また、国際協同組合年の取り組みとして、エコーブ鹿児島と連携し、クリスマスケーキの相互企画を実施しました。エコーブ鹿児島のカタログには、コープかごしまオリジナルの「みんなでわいわいケーキ」が掲載され、普段は利用いただけない離島にお住まいの組合員にもコープかごしまのオリジナルケーキをご利用いただくことができました。

- ③2025年度の「コープフェスタ」開催に向けて、実行委員会での協議を進め「国分発コープフェスタ2025～集まれ霧島へ！コープのいいところ探しに行こう！！」と題して、11月9日にコープ国分店で開催しました。当日はあいにくの雨模様でしたが、生産者、メーカーとの交流や、工夫を凝らした様々な企画の展開にて、3,200人の来場者に楽しんでいただけるイベントとなりました。
- ④毎年協賛している「むぎのめ つながろう みんなみんなフェスタ」に今期も実委員メンバーとして関わりました。今期は、平和関連のブースで戦後80年にあたり「障害者と戦争」をアピールしました。
- ⑤2024年度の介護報酬改定により、福祉事業の存続が大変厳しい状況となってきた状況を踏まえ、鹿児島医療生協・福祉生協むぎのめ・生協コープかごしまの三生協による三者協議会を実施しています。協議の中で、共通の課題であるヘルパー人材不足の解消に向けて、これまで社会福祉法人麦の芽福祉会が実施していた「介護職員初任者研修」を11月より開講し、9人が参加しました。
- ⑥志布志市観光特産品協会と連携し、無店舗の「かごんまーとプラス」で「志布志フェア」を開催しました。志布志市の特産品や地元メーカーの商品を案内し、地場商品の販路拡大と商品調達経路の拡充に繋がる企画となりました。

(3) 災害等への対応

- ①トカラ列島近海の地震発生を受け、悪石島・小宝島の島民へ物資支援を行いました。レトルト米飯等、要請された13アイテムをお届けしました。十島村の久保村長からは「いち早く支援の手を差し伸べていただき感謝します」との言葉をいただき、支援物資が届いた島民からも喜びの声をいただきました。
- ②8月の豪雨や台風で発生した被害への対応として、始良市、霧島市、南さつま市の各ボランティアセンターへ困りごとの聞き取りを行い、飲料等の提供を行いました。また、生協コープかごしまと各ボランティアセンターのホームページをつなぎ、募集や活動状況を確認できるようにしました。コープ共済連からは、始良、霧島地区のコープ共済契約者へ、お見舞いダイレクトメールを発送しました。



【 十島村久保村長へ支援物資をお渡し 】

【第4の柱】

『コープSDGs行動宣言』の取り組みの推進

(1) <目標12；つくる責任 つかう責任>の取り組み

- ①「食の地域内循環」を視点においた生産者との交流の場として、4月に「野菜BOX産地交流会」を、6月には「始良親子スクール（産直米田植え）」「伊佐産直米田植え交流会」を実施しました。それぞれ100人近い組合員の参加となり非常に賑わいのある交流会となりました。参加集約をSNSで行っていますが、いずれも情報公開から半



日足らずで定員に達するなど、組合員の関心も非常に高く、お米や農産物をめぐる最近の情勢などを反映したものとなっています。

- ②大隅スタンプラリー企画「酪農交流会」では、コープかごしま牛乳の原料生産者「戸塚楽農」を訪問し、乳しぼりや牧草エサやりなどを子ども大人も一緒に体験しました。また、さつま産直委員会では「さつま雪もち」草取り交流会や、絵手紙教室を行い、生産者との交流を深めました。
- ③店舗では6月に実施した環境クイズを通じて、買い物袋の持寄率向上や廃食用油の活用方法、「ろすのんポイント」について、改めて取り組みの主旨をお知らせしています。マイバッグ持寄率（レジ袋を購入していない取引の割合）は3月実績で84.4%（前年同月比+0.2%）となっています。
- ④2025年度のうなぎ資源対策協力金の進め方について日本生協連とも協議を図り、昨年度同様に「通年で日本生協連仕入れ額の0.1%の寄付」で進めていくことを確認しました。



【 楽しく学ぶ 環境クイズ 】

(2) <目標 7；エネルギーをみんなにそしてクリーンに>

<目標 13；気候変動に具体的な対策を>

- ①バイオディーゼル燃料の取り組みとして、始良センターで実験的に開始した廃食用油の回収は、登録者108人を対象に実施しており30ℓ/月の回収量となっています。また、廃グリセリンを活用した「アルカリ系住居用洗剤グリボン」の製造を開始し、100%リサイクルを実現しています。まずは職員を対象に商品の良さを認識してもらい、販売にもつなげる予定です。
【 アルカリ系住居用洗剤グリボン 】
- ②昨年実験的に設置したコープかごしま店への「ボトルスカッシュ」設置は、特にトラブルの発生もなく、パートさんへの過度な負担もないことが確認されました。このことを踏まえ、鹿児島市以外の店舗への設置も可能と判断し、8月に「しづし店」「川内店」、9月に「国分店」「出水店」への設置を進めました。
- ③日置市の「NPO法人若草会」や、始良市の「NPO法人くすの木自然館」との里山・里海の取り組みを継続して進めました。里山の保全活動では年間3回企画とし、5月に募集をおこない、13家族25人の応募がありました。6月には、11家族21人、職員その他含む総勢48人で1回目の交流会を開催し、2回目は11月に25名の参加で正月飾り作りを、また、3月には3回目の企画として19名の参加でタケノコ堀を行いました。里海の取り組みでは、8月の集中豪雨の影響で開催が延期となった「川の生き物観察会」を9月21日に開催し、総勢23人で生き物採取や観察を行いました。



(3) <目標 16；平和と公正をすべての人に>

- ①被爆・戦後80年の取り組みとして「戦後80年実行委員」として集まった48人を中心に年間8つの企画に取り組みしました。第1弾企画「憲法記念日市民のつどい」は、伊集院高校演劇部による創作劇、戦争体験朗読劇シナリオ集一大隅・離島編の朗読、フォトジャーナリストの安田菜津紀さんを招いての講演を行い、当日は延べ820人の参加がありました。
- ②例年6月17日に実施している「6.17平和のつどい」は、子どもの参加にもつなげたいという思いで、6月15日に開催しました。長崎平和の旅、沖縄戦跡・基地めぐりの参加者報告を行った後、鹿児島県原爆被爆者協議会会長の西上床キヨ子さんによる戦争体験談をお聞きし、新たに作成した大隅戦跡DVD（鹿屋編、志布志・曾於編）の視聴と、桂竹丸さんによる「特攻セズー不屈の指揮官美濃部正の生涯」を講演いただきました。当日は延べ400人の参加がありました。



【 戦後80年実行委員会の様子 】



【 6.17 平和のつどい 日曜日開催で若い世代の関わりもありました 】

③6月からは第5弾企画として19店舗と伊佐地域にて「平和を願う展示会」を実施し、奄美医療生協主催の「生協まつり」でも平和に関するパネル展示を実施しました。また、7月と8月には第6弾企画として「平和映画上映会(棕鳩十作マヤの一生)」を開催しました。



【 コープ田上店「平和を願う展示会」 】



【 平和映画上映会 】

④第7弾企画「平和フェス」では、鹿児島県ユニセフ協会と共催し、6団体がステージ演奏やパフォーマンスを通して平和への想いを表現しました。子どもから大人まで幅広い世代が参加し、次の世代へ平和をつなぐ機会となりました。12月8日には最終企画として、先の大戦の教訓を忘れず「繰り返さない」ことを伝えるために作成した「平和のメッセージ」を鹿児島市内の店舗にて店内放送を行うなど、平和への想いを伝えました。一連の企画は、平和を考え、未来へ思いをつなぐ大切な取り組みとなりました。

(4) <目標 1；貧困をなくそう>

<目標 2；飢餓をゼロに>

- ①「NPO法人たくして」による子ども食堂への支援として、荒田店での学習支援の取り組みを新たに鹿児島大学ボランティアサークルFree Spotとも協力して進めました。
- ②国分店での「国分地域福祉事業所 ほのぼの」によるフードドライブの取り組みは、月に1回、家庭で余っている商品の受け取りと、困っている方々へのお渡しを行っています。ほのぼのとは、2カ月に1回の頻度で状況の共有化を図っています。

(5) <目標 3；すべての人に健康と福祉を>

<目標 1 1；住み続けられるまちづくりを>

- ①地域とのつながりづくりをすすめる取り組みとして7月より理事・事業所長も参加しながら各行政への訪問活動を行い、2026年2月までに30自治体を訪問しました。2025年度版のサステナビリティレポートを活用しながら生協の事業・活動を知らせるとともに、地域組合員のくらしの声も届ける取り組みをすすめました。
- ②コープ共済連の健康づくり支援企画で、鹿屋体育大学との新介護予防体操開発に取り組んでいます。上期にお試し動画が作成され、体操の内容やテンポ等に関して協議中です。今年度中には「トレーナー養成講座」の組み立てから、実際の展開に向けて大隅方面の組合員組織に提案できるように準備をすすめています。
- ③3月28日にミャンマーで発生した大規模地震への対応として、4月から8月まで「ミャンマー地震緊急募金」に取り組み、1,594,944円の協力がありました。また、6月21日より発生したトカラ列島での群発地震についても7月から8月末までの期間で「トカラ列島地震緊急支援募金」に取り組み、896,953円の協力につながりました。



【 伊佐市 橋本市長と 】

第2号議案 2026年度活動方針ならびに事業計画、 予算決定の件

2026年度方針について

1. はじめに

- ・「2030年ビジョン（長期方針）」では、2021年から2030年に向けて、地域にクラス組合員の暮らしをよりよくすることを目的に、「食」を中心にしながら豊かな暮らしを提案していくことを方針化しています。2026年からは長期方針の後半期間となり、2030年に向けた取り組みをさらに前進させる必要があります。
- ・創立55周年を迎え、県内世帯加入率も50%目前となり、生協に対する地域の理解が広がってきています。引き続き、設立当初より大事にしてきた視点をあらためて確認しながら、様々な取り組みをすすめます。

2030年ビジョン（長期方針）のテーマ

つながる力で、豊かな「地域の食と暮らし」の創造を。

生協コープかごしま3つのスローガン

「よりよき生活と平和のために」

「ひとりがみんなのために、みんながひとりのために」

「安心して暮らし続けられる地域社会づくりのために」

2. 2026年度方針策定において重視する視点

(1) 現中期計画のまとめと次期中期計画策定

2026年度は「2030年ビジョン 第2次中期3か年計画」の最終年度です。目標化したことの達成を目指すとともに、次の中期計画を策定する年度となります。第2次中期計画期間に掲げた課題の到達を踏まえつつ、次の中期計画期間（2027年～2030年）の情勢等を想定し、「第3次中期4か年計画」作りにつなげます。

【第2次中期3か年計画の位置づけと基調】

- ・「組織基盤（事業・活動）再構築の中期計画」と位置づけ、様々な環境変化に対応し得る組織の足場固めをすすめる
- ・相互扶助の組織として「つながる力」に確信を持ち、2030年ビジョンのテーマ：『つながる力で、豊かな「地域の食と暮らし」の創造を。』を推進する
- ・協同組合原則（協同組合のアイデンティティに関するICA声明：定義・価値・原則）を堅持しながらも、情勢変化への柔軟な対応をすすめる
- ・「担い手の確保」を最重点課題として取り組みをすすめ、事業と活動の持続可能性と組織のさらなる成長につなげる

【第2次中期3か年計画の経営目標】

	参考指標	到達目標 (最終年度末)	到達結果 (2024年度)	到達予測 (2025年度)
①	組合員数	35.9万人	34.8万人	35.2万人
②	世帯加入率	52.2%	47.7%	48.3%
③	出資金	118.0億円	116.8億円	120.1億円
④	法定準備金	19.5億円	17.0億円	18.0億円
⑤	現預金	60.0億円	63.4億円	66.9億円
⑥	供給高	345.0億円	346.1億円	350.0億円
⑦	事業構成比(無店舗)	45.0%	45.1%	44.3%
⑧	経常剰余金(生協全体)	4.0億円	3.7億円	2.6億円
⑨	経常剰余率(生協全体)	1.20%	1.06%	0.74%

(2) 様々な情勢変化への対応

私たちのくらしや、生協の事業・活動は、社会情勢、国際情勢、政治や経済の動きなどの様々な情勢に左右されます。人口減少と少子高齢化、国際秩序の乱れ、気候変動とエネルギー供給、経済成長の鈍化と格差の拡大、AI活用や外国人労働の拡大など、様々な情勢変化に対して、生協の強みと弱みをかけ合わせながら対応をすすめます。

1) 平和について

- ・ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東諸国の紛争や米中の対立などの国際秩序を無視した政治的・軍事的な緊張が続いており、食料やエネルギー価格の高騰、子どもの未来(教育の機会の損失)など、様々な影響が出ています。日本においても「安全保障関連3文書」の2026年内での改定、防衛費を増大させる具体的な目標の設定、対中関係の緊張の高まりなど、私たちの平和が脅かされ、未来が不安視される状況です。
- ・世界的に核兵器廃絶の機運が高まり、核兵器禁止条約への署名や批准をすすめる国が増えていく中、日本はいまだに署名すらしていない状況です。世界で唯一の被爆国である日本は、その悲惨な体験を世界に発信し、世界平和をリードする取り組みを、引き続き働きかけていく必要があります。
- ・「被爆・戦後80年」を迎えた2025年は、あらためて平和の大切さを考える機会が多くありました。今後は「被爆者なき時代」の到来を迎え、原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを実体験として語られる機会は減少してきます。いつまでも「戦後」であり続けるために、若年層への「平和のバトンをつなぐ」取り組みを継続する必要があります。

2) くらしについて

- ・異常気象による農産物の収量減や水産物の漁獲減などの影響により、商品の価格高騰が続き、家計への打撃は、より深刻なものとなっています。また、生産者の高齢化や後継者不足の影響で1次産業従事者の減少も続いており、食料の安定供給や食料自給率といった課題について、生産者と消費者が一緒になって考えることが大事です。

- ・日本の人口は2008年にピークを迎えて以降17年連続の減少を続けており、都市部に人口が集中する傾向が強まっています。地方では過疎化に伴い、買い物、交通、ごみ処理など、生活インフラの維持も困難な状況となっており、このような課題について、行政や他組織と連携しながら対応をすすめていく必要があります。
- ・団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、過去最高となった高齢化率（65歳以上の高齢者割合）は今後も上昇を続ける見込みです。加えて、高齢者の単身世帯比率も増加傾向となっており、認知症やひきこもりへの対応、孤独死抑制に向けた見守り活動など、地域内での支え合いをサポートする必要があります。
- ・少子高齢化に伴い、年金・医療・介護などの社会保障費が急増する一方で、働く世代の減少や経済成長の鈍化により税収が伸び悩んでおり、国民による社会保障負担割合は今後も増加が続く見通しです。「所得格差と税の公平性」「消費税の逆進性」「支出の不透明さ」「計画と異なる使用用途」など、根底にある問題をしっかりと捉える必要があります。

3) 環境について

- ・地球温暖化により、記録的な猛暑、豪雨・洪水、台風の強大化、山火事の増加などの異常気象や自然災害の発生につながっています。日本政府は2013年と比較して温室効果ガス排出量を2030年度に46%削減し、2050年にゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を表明しており、2023年にはCOP28において2030年までに43%、2035年までに60%を排出削減する必要性が国際的に確認されています。
- ・生協コープかごしまでは2030地球温暖化ガス削減として2030年に向けて2013年度比で43%削減としていた目標を、2024年に50%削減に引き上げ、自家消費型太陽光発電設備の設置や、廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料の精製と活用などの取り組みをすすめるなど、全国生協に先駆けた取り組みをすすめています。引き続き、地球の持続可能性を高めるために、組合員への情報提供を強め、環境負荷削減の取り組みへの理解を深める必要があります。

(3) 2025年度の振り返り

2025年度は「2030年ビジョン 第2次中期3か年計画」の折り返し年として、中期計画課題の達成に向けて取り組みをすすめました。また、「戦後80年」や国連が世界に呼びかけた「国際協同組合理年」として、様々な取り組みを計画・実施した年でした。重点課題の到達状況（前進点や課題）を踏まえ、2026年度方針に生かします。

【第1の柱】「地域の組合員・生活者に寄り添った事業経営の成長」

- ① 2024年度末に実施したシステム移行の技術的不備により、月次決算の遅れや、商品発注、利益管理などにおいて、影響が続きました。再発防止に向けて、ガバナンスや、情報共有のあり方について、見直しが必要です。
- ② 「食の地域内循環」を視点に於いた商品調達や、「食育」の取り組みで前進がみられる一方で、商品の価値訴求や、多様化する組合員のくらしに応じた品揃えについては、十分に対応できているとは言えない状況です。
- ③ 基準値を超える残留農薬の検出や、テナント商品利用者からの体調不良のお申し出など、

「食の安心・食品の安全」面で組合員の不安につながる事案を発生させました。生産者・メーカー・テナントなどとのコミュニケーションを見直す必要があります。

- ④店舗事業は「暮らし応援コープの日」や「チャージプレミアム5倍の日」などの定着と店舗改装が支持され、来店者増と供給伸長につながっています。持続可能な店舗事業（黒字化）に向けて、利益の確保や生産性の向上が引き続きの課題です。
- ⑤無店舗事業は事業の安定化に向けた「コスト削減」や、「仲間づくり」において前進が見られるものの、カタログ配付者数と利用者数の確保に課題を残しています。併せて利用点数の引き上げを図り、収益性を高めることが引き続きの課題です。

【第2の柱】「組合員の参加・参画のひろがりと職員のやりがいと希望が持てる組織づくり」

- ①総代からは「総代になって生協の取り組みがよく分かった」「取り組みに共感した」等の好意的な声をいただいています。総代でない組合員や、組合員でない方にも「生協の様々な取り組み」を知っていただき、より多くの共感を作ることが必要です。
- ②商品開発、店舗改装、組合員集会室の改善など、様々な場面において組合員の声を反映する取り組みをすすめました。店舗改装では「声の実現の見える化が生協らしい」との評価もいただいております。このような取り組みを日常化することが重要と受け止めています。
- ③無店舗事業では体制補完の取り組みで大きく前進を図れたものの、組織全体としては人員の不足、職員の高齢化、業務の属人化といった課題を解決しきれていません。また、複数名の定年退職者が発生する中、経験の継承といった側面でも課題を残しています。
- ④新入協者、新任管理者、採用直後など、対象者の経験に応じた学習の機会を設けました。一方、次世代育成に向けた階層別研修や、専門性を高める教育、生協の理念を学び協同組合への理解を深める学習については、まだまだ不足しています。
- ⑤年間休日の増、身だしなみルールの見直し、表彰の場の設定など、労働環境の見直しや、働きやすい職場づくり、お互いの奮闘を認め合う風土づくりが前進しました。

【第3の柱】「協同互助の精神にもとづいた地域とのつながりづくり」

- ①国際協同組合年の取り組みとして、県内の様々な協同組合組織と連携し、協同組合について知らせる取り組みを行いました。引き続き、組合員や職員以外にも協同組合の理念や取り組みを知らせ、地域内での様々な連携につなげる必要があります。
- ②大隅、加世田、県央（始良、霧島、伊佐湧水）などのエリアに設置が進んでいる「エリア調整会」では、地域の課題解決に向けた取り組みがすすめられ、特に買物困難者への対応については行政とも連携した取り組みで前進が見られました。
- ③県内メーカーとの商品開発、コープフェスタにおける生産者やメーカーによる協力、鹿児島医療生協や福祉生協むぎのめとの福祉分野での連携など、様々なつながりを生かしながら、地域に役立つ取り組みをすすめました。

【第4の柱】「コープSDGs行動宣言」の活動のさらなる推進」

- ①「買い物袋持ち寄り」や「ろすのん」など、買い物を通じてプラスチック削減や食品ロス削減につなげる取り組みを継続して実施しました。また、ペットボトルや廃食用油のリサイクルの取り組みは、組合員の関心と支持につながっています。

- ②「戦後80年実行委員」を中心とした被爆・戦後80年の取り組みは、多くの感動と共感につながりました。引き続き「若い世代へバトンをつなぐ」視点で取り組みを継続させ、平和を持続させる必要があります。
- ③自治体訪問の取り組みを通じて生協への理解が深まるとともに、地域の困りごとが共有されるなど、生協への期待も高まっています。引き続き地域生協として、持続可能な地域社会づくりへの関わりを強化する必要があります。

3. 2026年度方針

(1) 基本の考え方

- 1) 「つながる力」の発揮に向けて、組合員・職員・生産者・メーカー・テナント・地域など、生協に関わる様々な「つながり」の中でコミュニケーションを重視します。

<いただいたご意見 1>

- 店舗、無店舗関係なく、職員は、組合員活動、イベント等への共通理解が何より大切と思う。つながるとは、そういう事だから！！
- 「職員教育、組合員教育」という言葉は気になりました。

→ 以下の下線部のような文章に修正します。

- 2) 組合員同士、職員同士での教え合いや、組合員と職員による相互の学び合いなど、生協や生協の取り組みへの理解を深めることで、組合員、職員の主体的な参加につなげ、様々な環境変化に対応し得る組織基盤作りにつなげます。
- 3) 採用の促進、離職の抑制、新たな雇用形態やAIの活用、組織内の役割や機能の見直しを図るなど、体制を整備し、事業の持続可能性と組織のさらなる成長につなげます。
- 4) 第2次中期計画期間の到達状況や、2027年～2030年にかけての情勢変化を想定しながら、「第3次中期4か年計画」作りにつなげます。

(2) 方針の4つの柱と重点課題

引き続き、「2030年ビジョン第2次中期3か年計画」の「4つの柱」を推進します。

- 【第1の柱】地域の組合員・生活者に寄り添い、事業経営を成長（購買シェアアップ）させます
- 【第2の柱】組合員の参加・参画のひろがり職員とのやりがいと希望が持てる組織をつくります
- 【第3の柱】協同互助の精神にもとづき地域とのつながりづくりをすすめます
- 【第4の柱】「コープSDGs行動宣言」の活動をさらにすすめます

【第1の柱】

地域の組合員・生活者に寄り添い、事業経営を成長（購買シェアアップ）させます。

- 1) 「食」を中心にした運動の推進と「食の安心・食品の安全」の取り組み
 - ①「食の地域内循環」や「生産消費直結運動」を引き続き推進します。鹿児島県内産に重

点を置いた調達を継続し、商品の持つ価値を訴求することで、生産者・メーカー・商品を身近に感じられる関係づくりにつなげます。

- ②定期的な衛生点検、生産や製造工程の確認、現場教育のあり方についての交流など、生産者・メーカー・テナントなどとのコミュニケーションの機会を増やすことで品質面の向上を図ります。あわせて、透明性をもって適切な情報提供を行うことで、組合員の安心感や信頼につなげます。
- ③生産者やメーカーとの交流や情報共有を通じて、「食」を取り巻く情勢の変化や課題の把握に努めます。食の安心・安全、食料自給率、持続可能な食料生産などの重点課題については、改善に向けて運動的な側面も重視しながら取り組みを推進します。

<いただいたご意見 2>

- 増収減益の中間報告ですが、最近の人件費、輸送費、資材費などの高騰に依るもので仕方ないと思って見えています。しかし、私達も理解し納得して生協の商品を購入していますので、商品の品質、安全を守り適切な価格で提供して頂きたいと思っています。
- 現時点で黒字経営ということで、来年度の還付（還元）に期待したいと思います。
- 価格に対抗するには、利用結集ではないでしょうか。言葉がかたいですが、みんなが利用したら安くなるよとうったえ続けること、大切では。
- 全体的に経営状況もおちついている報告でしたが、課題も多いようです。組合員として利用しながら、情勢も見ながら、協力していきたいと思います。
- 生協にあれをしてほしいこれをしてほしいばかりではなく、自分も何か出来ることがあればお手伝いしたいと思いました。

→ 以下のような項目を加えます。

- ④様々な場面で組合員に利用を呼びかけることで、その力を結集し、組合員にとって利用しやすい価格での商品供給や、出資配当、利用分量割戻の実現につなげます。

2) 組合員のくらしに寄り添った事業展開

- ①コープ商品や産直商品をはじめ、より多くの商品を知り、手に取っていただけるように、品揃えや商品供給のあり方を工夫します。店舗の買い場やカタログ紙面を通じて、その商品が持つ価値や背景、利用している組合員や生産者の想いが伝わるような情報提供をすすめます。
- ②店舗事業は来店と買いやすさにつながる取り組みを強化し、供給伸長につなげます。産直センター活用による作業効率化や、働く職員が多様な役割を發揮するマルチジョブ化をすすめるなど、黒字化に向けた利益確保と生産性向上の取り組みを強化します。
- ③無店舗事業はカタログ配付者数を増やし利用者増につなげることを最重点で取り組み、お役立ちの対象を広げます。配達コースの見直しによる配達効率の改善や、物件費や物流コストの削減にも取り組み、事業経営の安定化につなげます。
- ④共済・福祉・買物支援の取り組みについては、日々の会話の中から対象者のくらしの状況を確認し、対象者の要望に沿った商品提案やサービスの提供につとめます。これらの

取り組みについて職員の学びを深め、生協の総合力発揮につなげます。

【第2の柱】

組合員の参加・参画のひろがり職員とのやりがいと希望が持てる組織をつくります。

1) 組合員の参加・参画のひろがりづくり

- ①「組合員の声」を聴き、生協の事業や活動に生かします。「いただいた声」や「声から実現したこと」を「見える化」することで、組合員の組織であることの再認識や、組合員としての参加実感につなげ、生協に対する期待感を高めます。
- ②組合員活動に参加して「知ったこと」や「感じたこと」を集約し、発信する取り組みを通じて、「共感」や「関心」につなげます。紙媒体やSNSの活用により、生協の様々な取り組みを広く知らせ、より多くの「参加」につなげます。
- ③学習会や様々な取り組みについてのお知らせを強化し、より多くの参加につなげます。また、職員の組合員としての積極的な参加につながるよう、案内や呼びかけを工夫します。

2) 職員のやりがいと希望が持てる組織づくり

- ①「対話が笑顔につながる組織」に向けて、日常的なコミュニケーションの場づくりや、日報や部内報を通じた「笑顔になれた対話」を発信・共有する取り組みを推進し、様々な場面における「つながる力」の発揮につなげます。
- ②年度方針に対する理解を深め、取り組みの実践につなげます。日々の様々な実践を共有化し、取り組みの横展開や困った事例の改善につなげます。優れた事例は、組織全体で確認するなど「努力を認め合い、称え合う」ことを組織風土として浸透させます。
- ③「自らのビジョン」を描ける職員作りに向けて、経験や職務に応じた教育や職場内インターンシップの取り組みを強化します。また、組合員の声を聞く場や組合員活動への参加により「生協の特質や特長」を学び、「生協で働くことの意義」の実感につなげます。
- ④職員採用については、新卒採用と並行して中途採用の取り組みを強化します。組織内の役割や機能の見直しに加え、「外国人労働」や「スキマバイト」などの新たな雇用形態の活用や、AI活用による生産性の向上をすすめ、体制整備につなげます。
- ⑤職員一人ひとりが働きやすいと感じられる職場を目指して、満足度調査やヒアリングを行い、労働条件や環境の改善につなげます。施設の老朽化については、将来性も検討した上で対応にあたります。

【第3の柱】

協同互助の精神にもとづき地域とのつながりづくりをすすめます。

1) 地域とともにすすめる「だれ一人取り残さない地域社会づくり」

- ①自治体訪問の取り組みでは、様々な地域や世代を対象とした生協のお役立ち事例や社会的な取り組みの紹介を通じて、生協への理解を広げます。また、地域が抱える課題についても共有化を図り、連携した課題解決に向けた関係作りを図ります。
- ②組合員との会話を通じて地域の状況変化や地域が抱える課題を把握し、各エリア調整会を中心に具体的に対応を検討します。調整会には行政担当者にも参加を呼びかけ、お互

いの役割や連携の可能性について相互理解を深めながら課題解決につなげます。

2) 地域の組織や団体と連携した取り組みの推進

- ①国際協同組合年をきっかけに広がった協同組合組織への理解をさらに広げ、より多くの参加や期待につなげるために、他の協同組合組織と連携し、協同組合の価値と取り組みを知らせることに継続して取り組みます。
- ②生産者やメーカー、学校などと連携し、鹿児島県内で生産された製品の活用や、製造された商品を輝かせる取り組みをすすめます。あわせて、鹿児島県の特産品や、食文化について学ぶ機会にもつなげます。
- ③福祉や介護の分野においては、引き続き、鹿児島医療生協・福祉生協むぎのめとの三者協議会を中心に取り組みをすすめます。また、2027年に改定が予定されている介護保険制度については、全国の他生協とも連携しながら対応にあたります。
- ④災害への対応については、発災時に速やかな初動対応が行えるような内部の仕組み作りや、各行政窓口との連携について他生協の取り組みに学び、対応のあり様を検討します。
- ⑤日本生協連やコープ九州事業連合、全国の他生協とのつながりを生かし、事業や活動での前進や、生活協同組合としての組織の成長につなげます。

【第4の柱】

「コープSDGs行動宣言」の活動をさらにすすめます。

- ①食品ロス削減に向けた「ろすのん」や「てまえどり」の取り組みや、プラスチック削減に向けた「買い物袋持ち寄り」について、取り組み状況もお知らせしながら、取り組みへの参加を呼びかけます。「エシカル消費」について理解促進を図り、商品購入による持続可能な地球環境づくりへの参加を呼びかけます。

<いただいたご意見 3>

- 「戦後を終わらせてはならない」に同感です。今の平和にどっぷりつきりきって、これがあたり前と思っていることに警鐘をならし続けていかなければと感じます。
- 戦後80年で終わりではなく81年とずっと続けられたら、「ずっと戦後であってほしい」いい言葉ですね。

→ 以下のような文章を補足します。

- ②いつまでも戦後であり続けるために、「戦後80年」に引き続き、平和についての取り組みを強化します。原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを風化させないために、「憲法記念日市民のつどい」や「6. 17平和のつどい」等の取り組みについて若年層の参加につながる組み立てを工夫し、被爆者や戦争体験者の実体験を次世代につなぎます。世界平和に向けた組合員への情報提供や、取り組みのあり様を工夫します。
- ③環境負荷の低減に向けた地球温暖化への対応については、自家消費型太陽光発電による効果や、バイオディーゼル燃料活用などの取り組み状況をお知らせし、組合員の関心を

高めます。里山や里海を守る取り組みについては、関係団体とも連携しながら企画や広報を工夫し、組合員の参加を環境保全につなげます。

(3) 個別重点課題

1) 機関運営・組合員活動

- ①地域別総代会議やコープひろばを通じて組合員の声を受け止め、双方向のコミュニケーションに基づく透明で持続可能な機関運営を重視し、総代会・理事会での合意形成を尊重しながら意思決定に反映させる機関運営を目指します。
- ②「食」の取り組みについて、学習会や産地工場見学、生産者やメーカーとの交流を通じて、食の安心、食品の安全を高め、子どもから高齢者まで幅広い世代に「食」の大切さを伝える取り組みを展開します。コープ商品や産直商品の価値、地域の食文化、SDGsや環境配慮など、組合員が様々な視点で商品選択ができるような情報提供を行います。

<いただいたご意見 4>

- 2026年度方針の中に憲法（改正）にふれるところがなかったように思います。憲法記念日市民のつどいで何か企画されるのでしょうか。
- 憲法改正などまだまだ不安な材料がありますが心して学習していきたいと思います。
- 平和なくして安心・安全な食生活もないとつくづく感じます。平和へのとりくみ、学習については引き続きいねいに、地道にやっていくことだなあと感じています。
- 戦後80年の取り組みでやはり若い人たちに知ってもらい平和の大切さを（バトンをつなぐ取り組み）語りつぐことが必要だと思いました。

→ 以下のような文章を補足します。

- ③被爆・戦後80年の取り組みを一過性にせず、学習会や戦跡めぐりを継続し、平和の大切さを次世代へ伝え、持続可能な平和活動を継続します。憲法公布80年に関連して憲法を学ぶことや、平和のバトンをつなぐ視点も引き続き重視しながら取り組みをすすめます。

- ④「できるときに・できる人が・できることを」を尊重し、組合員活動や学習会、産地工場見学への参加機会を広げ、交流と学びを深めて活動組合員を拡大し、組織運営の基盤強化を目指します。活動組合員の活動費について、「組合員活動とは」を改めて確認して安心して参加できる、参加がひろがる組合員活動の場作りとして見直しについて協議します。

<いただいたご意見 5>

- 毎回総代会に出席していますが、私は何をしたらいいの？と思うことは多々あります。これからは生協の取組等、いろんな会で聞いたことを広めていきたいと思います。
- 総代になって何ができるのかわからず、毎回参加するのに私でいいのか意見も大したことがなくて為にならないと思っていました。ここで聞いた話を自分のまわりの方に広める事をして欲しいと言われ、気持ちが軽くなりました。

→ 以下のような文章を補足します。

- ⑤ 広報はデジタル媒体と紙媒体の双方を用いて全方位的な施策を組み立て、組合員全体に情報が行き届くように配慮します。また、さまざまな取り組みに参加した組合員に対して、学んだことや、感じたことを広く知らせていただくように呼びかけを行います。

2) 商品事業

- ① 値入改善や廃棄率削減、物流費の見直し、買い付けルールの徹底などを通じて、部門別の供給高と利益の目標達成を図るとともに、産直センターの収益性の改善を図ります。あわせて産直センターの今後の方向性について協議をすすめます。

<いただいたご意見 6>

- “食の安心安全”のフレーズにひかれてコープの組合員になり早や数十年。ついつい安い物を買ってみたりしましたが、やはり、原点はここにありますね。今後もこれだけは第一にしていきたいと思います。
- 一組合員として身近な「食」を中心とした安心安全は絶対に信用信頼を置いておりますので今後もよろしくお願ひしたいです。
- いろいろな不都合が生じた時など透明性をもって適切な情報提供を行う方針に感動した。
- 食の安心、安全についての透明性への対応はコープへの信頼につながると思う。

→ 以下のような文章を補足します。

- ② 生産者やメーカー、テナントなどとのコミュニケーションの機会を増やし、定期的な点検や交流を通じて品質を高め、仕組み化することで、組合員に信頼される商品提供体制を強化します。また、組合員の期待に応えるべく、今後も透明性のある情報提供を行います。
- ③ コープ商品と産直商品の利用拡大を視点に、組合員のくらしに寄り添った利用提案や商品開発をすすめ、価格だけでなく商品価値や背景を伝える工夫を強化し、職員のスキルアップと関係性の深化を通じて、「食の地域内循環」を拡げます。
- ④ 2026年度生協コープかごしま55周年にあたり、組合員と生産者、メーカー、職員も含め、これまで以上に「人とのつながり」と歴史を実感でき、地域における協同組合の価値や役割を再確認する取り組みとして「コープフェスタ2026」の具体化を図ります。

3) 店舗事業

- ① 人時生産性の向上を継続的な課題と位置づけ、指標に基づく改善を推進します。また、コープ九州との連携を強化し、協働により人手不足や生産性に関する課題の解決、黒字店舗の維持・拡大を図ります。

<いただいたご意見 7>

- レジで支払いの際にレジ横にあったQRコードを読みとってください“少しは安くなりますよ”と声をかけてくださったレジの方がいらっしゃいました。私は知らないことが

多くて、このように声をかけてくださったことがうれしいでした。

- 職員一人一人の教育（特に挨拶、声かけ、笑顔）は、さらに教育を徹底してほしい。
- 「見える化」はとても良い取り組みだと思いました。利用者の声がきちんと届いていると、安心、信頼感が高まります。
- 組合員の声を生かし「見える化」することで、安心して買い物できると改めて感じました。

→ 以下の下線部のような文章に修正します。

- ②「生協品質」を柱に、商品の価値訴求と情報発信を強化します。「店舗基本5原則」の実践として、笑顔の挨拶をはじめとした組合員に喜ばれる接遇や、「組合員の声から実現した事の見える化」に取り組み、利用者の安心感や来店者数の増加につなげます。
- ③改装対象店舗は、かのや店を予定します。改装に向けては組合員や来店者との対話を重視した計画を進めます。また、フルセルフレジや電子棚札の導入を検討し、業務効率の改善とサービスの質的向上を図ります。
- ④業務上の課題を明確にし、マルチジョブ化の推進や作業の見直しを通じて、業務の簡素化と効率化を図ります。また、協同組合の原理・原則を大切な視点として柔軟かつ持続可能な組織運営の実現を目指します。

4) 無店舗事業

- ①利用者数の伸長を最重要目標とし、地域貢献と事業連携で全世代に寄り添った利用提案を行い、利便性を最大化しながらお役立ちの対象を広げていきます。
- ②仲間づくり推進方法の見直し、利用定着施策の推進、Web加入への導線作り、他事業からの総合利用推進でカタログ配付者の増加を図ります。
- ③コース編成、センター体制・役割の見直し、業務のDX化、先進事例の水平展開、品温管理、効率化などに取り組み、持続可能な事業運営を目指します。
- ④組合員活動への参加、相互理解の深化、ジョブローテーション促進により、職員の成長と働きがい向上を図り、主体性のある組織を目指します。

<いただいたご意見 8>

- 離島特販運賃基金の登録者になる方法をもっと宣伝してほしい（私もよく知りませんでした。）
- 離島運賃に協力くださる方が増えた事はありがたいです。でも利用している組合員さんで、知っている方は総代さんだけなのかな？（チラシが入ったこともあったと記憶しているが、気に止める人は少ないのでは・・・）

→ 以下のような項目を加えます。

- ⑤離島特販運賃基金への登録を広く呼びかけ、離島にお住まいの組合員が利用しやすい環境整備につなげます。また、登録方法の円滑化も図ります。

5) 暮らし支援

- ①共済事業では、共済の価値や生協が取り組む意義を伝える工夫と、組合員の声を共有する工夫を行います。また、「誕生日申し込み制度」のお知らせ方法の工夫や、「はじめてばこ」からの生協加入および共済への早期加入を促進する取り組みをすすめます。
- ②買物支援活動では、店舗ふれあい便、買物送迎、移動店舗、無店舗の班配達強化を通じて「誰一人取り残さない」地域づくりを行政・地域の方々などとともに推進します。また、サロン活動との連携により、介護予防と買物支援を結びつけ、組合員のQOL（生活の質）向上を図ります。
- ③福祉事業では、福祉学習会の開催を通じて、組合員の暮らしへの貢献と福祉事業への反映を目指します。また、通所事業（デイサービス）の黒字化を継続し、今後も事業として維持・発展できるよう、福祉事業全般、通所介護のあり方を検討します。

<いただいたご意見 9>

■娘が出産を控えており、特に食については、安心安全なものを食べてほしいとの思いがあり、よく一緒に生協で買い物するようになりました。組合員になってもらったこともあり、合わせて妊娠中に入れる共済へ加入もでき安心をいただけてすごくありがたいです。たくさんの方々を知ってもらえると嬉しいです。

→ 以下のような項目を加えます。

- ④妊娠中から小学校入学までの約100か月間（約8～9年）、食と保障で子育て世帯をトータルサポートする「100ヶ月CO・OP」の取り組みを、店舗の売り場やカタログ誌面上でも連動を図り、購買事業・共済事業の利用つなげます。

6) 職員教育・採用

- ①採用広報の強化を図ります。外部コンサルも活用してコープかごしまの強み・魅力の発信をより伝わるものとして採用ホームページだけでなくSNSや動画の充実を図ります。
- ②学校、行政との関わりをもっと強め、併せて取引先との連携も行います。
- ③経験とスキルのある方のキャリア採用を強めます。
- ④人事制度の見直しと合わせて教育体系を再構築します。理念教育・組合員活動への参加、実感をベースに基礎教育やマネジメント研修などの実務教育を積み重ねます。

7) その他

- ①地球温暖化ガス削減の取り組みは、2030年度には2013年度比で50%の削減とされています。その実現に向けて、この間の取り組みを継続します。
- ②店舗で取り組んでいる色付きの発砲トレイなどの回収に加えて、ボトルスキャッシュで回収したペットボトルから再生された透明トレイを回収し、再度透明トレイに再生する水平リサイクル化の検討をすすめます。
- ③廃食用油は新たな回収先を開拓すると同時に、バイオディーゼル燃料の新たな使用用途とし

て本部への発電機設置をすすめます。電力使用量を削減することでCO₂の排出抑制を行い、2030地球温暖化ガス削減計画の達成を目指します。

- ④システムの導入や変更、セットセンターの改修、物流の見直しなど、日本生協連やコープ九州事業連合などとの連携が必要な取り組みについては、発生し得るリスクを最大限回避するため、十分な議論を尽くします。また、取り組み決定に至るまでの過程や、取り組み決定後の進捗状況など、組織内での情報共有を丁寧にすすめます。

第3号議案

第29期役員選任の件

本総代会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了となります。つきましては、定款第19条（役員を選任）並びに役員選任規約第9条（役員選任議案の説明及び採決）に基づき、理事26人、監事6人の選任をお願いします。なお、監事の議案につきましては、監事の同意をいただいております。

《役員候補者選任の主な経過について》

1. 第28期第26回理事会（2025年10月23日開催）
「第29期役員選任の進め方」を決定。
2. 第28期第30回理事会（2026年1月22日開催）及び第2回地域別総代会議
役員選任規約第5条（理事候補者及び監事候補者の推薦）にもとづいて、「役員推薦委員会」の委員12人を決定。
3. 第28期第27回理事会（2025年11月27日開催）
役員選任規約第6条（地方区分理事候補者の推薦）及び第3条（定数）に基づき「第28期役員選任の地方区分理事の申出に関する定数及び公告日程」を決定。
公告は定款第86条（公告の方法）に基づき2026年1月15日より2月4日午後5時まで主たる掲示板及び電子公告で行い、その結果、お申し出はありませんでした。
4. 総代をはじめフレンズ、店舗委員、サポーターのみなさんなどからの推薦をもとに、話し合いを行い、了解をいただきながら「役員推薦委員会」へ推薦する役員候補者の確定を進めました。
5. 役員推薦委員会（2026年4月16日開催）
役員選任規約第5条（理事候補者及び監事候補者の推薦）にもとづき、理事候補者26人、監事候補者6人の推薦について確認していただきました。
6. 4月23日開催の第28期第34回理事会において、第55回通常総代会第3号議案として提案し、当該総代会での議案とすることが承認されました。
7. 監事については監事会で、候補者を確定しました。

《理事及び監事候補者について》

理事及び監事候補者名簿は別紙資料とします。

尚、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任願います。

第29期(2026年～2028年)役員推薦者名簿

理事

全体区分・理事候補者(定数11人)

※アイウエオ順

組合員理事(定数3人)



〈略歴〉
2020年～2026年 北薩区分理事

新任

成田 淳子
(なりた じゅんこ)



〈略歴〉
2016年～2020年 鹿児島市区分理事
2020年～2022年 副会長理事
2022年～ 会長理事

再任

笛田 尚子
(ふえた なおこ)



〈略歴〉
2016年～2022年 鹿児島市区分理事
2022年～ 副会長理事

再任

元山 陽子
(もとやま ようこ)

有識者理事(定数3人)



〈略歴〉
鹿児島総合法律事務所 弁護士

新任

泉 武臣
(いずみ たけおみ)



〈略歴〉
南日本放送
ラジオセンター長／メディア戦略室

新任

福満 隆
(ふくみつ たかし)



〈略歴〉
2004年～2010年 監事
2020年～ 有識者理事
※鹿児島国際大学経済学部教授
〈担当科目〉食料経済論、農業経済論
〈研究分野〉農業協同組合論・協同組合論

再任

渡辺 克司
(わたなべ かつし)

常勤理事(定数5人)



〈略歴〉
2020年～2024年 専務理事
2024年～ 理事長
※他法人兼職：鹿児島県生活協同組合連合会会長、日本生活協同組合連合会理事、鹿児島医療生活協同組合理事、(株)コープサービス代表取締役社長

再任

上城 秀人
(うえじょう ひでと)



〈略歴〉
商品事業本部・店舗事業管掌／店舗事業本部本部長

新任

川畑 啓一郎
(かわばた けいいちろう)



〈略歴〉
2023年～2025年 常務理事(事業管掌)
2025年～ 専務理事
※他法人兼職：コープ九州事業連合理事、(株)コープサービス取締役、(株)コ・ジャスナ取締役

再任

増森 太郎
(ますもり たろう)



〈略歴〉
2026年～ 常務理事(組織管掌)／組織運営本部本部長
※他法人兼職：適格消費者団体NPO法人消費者ネットワークかごしま理事、鹿児島県ユニセフ協会理事、鹿児島県子ども研究センター理事、棚田等保全協議会かごしま理事

再任

馬見塚 聖一
(まみつか せいいち)



〈略歴〉
2023年～ 常務理事(管理管掌)／管理本部本部長
※他法人兼職：(株)コープサービス監査役、鹿児島医療生活協同組合監事

再任

水元 健至
(みずもと けんじ)

地方区分・理事候補者(定数15人)

※アイウエオ順

鹿児島市区分理事(定数6人)



〈略歴〉
2022年～ 鹿児島市区分理事

再任

岩崎 寿里
(いわさき ことり)



〈略歴〉
2024年～ 鹿児島市区分理事

再任

大田 望美
(おおた のぞみ)



〈略歴〉
2022年～ 鹿児島市区分理事

再任

小野 伸子
(おの のぶこ)



〈略歴〉
くらしの助け合いの会・幹事
(コーディネーター)

新任

加覧 由香
(がらん ゆか)



〈略歴〉
生協コープかごしま総代、
パパッとデリメンバー、食育グループ

新任

北沢 美由紀
(きたざわ みゆき)



〈略歴〉
2022年～ 鹿児島市区分理事

再任

黒岩 あゆみ
(くろいわ あゆみ)

南薩区分理事(定数2人)



〈略歴〉
生協コープかごしま総代、
くらしの助け合いの会・幹事

新任

内門 伸子
(うちかど のぶこ)



〈略歴〉
2024年～ 南薩区分理事

再任

東 麻梨江
(ひがし まりえ)

北薩区分理事(定数2人)



〈略歴〉
2024年～ 北薩区分理事

再任

桑波田 円香
(くわはた まどか)



〈略歴〉
生協コープかごしま総代、
LPA(ライフプランアドバイザー)

新任

仁科 敏恵
(にしな としえ)

始良・霧島・伊佐湧水区分理事(定数2人)



〈略歴〉
2022年～ 始良・霧島・伊佐湧水区分理事

再任

佐藤 承代
(さとう つぐよ)



〈略歴〉
2024年～ 始良・霧島・伊佐湧水区分理事

再任

次村 眞知子
(つぎむら まちこ)

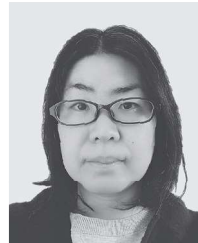
大隅区分理事(定数2人)



〈略歴〉
生協コープかごしま総代、
コープしぶし店舗委員

新任

梅木 道代
(うめき みちよ)



〈略歴〉
2022年～ 大隅区分理事

再任

永家 友絵
(ながいえ ともえ)

離島特販区分理事(定数1人)



〈略歴〉
南種子フレンズ、
生協コープかごしま総代

新任

柴 絵里
(しば えり)

監事

監事候補者(定数6人)

※アイウエオ順

組合員監事候補者(定数3人)



〈略歴〉
2016年～2022年 鹿児島市区分理事
2022年～ 監事

再任

田中 辰子
(たなか たつこ)



〈略歴〉
2018年～2024年 始良・霧島・伊佐湧水
区分理事
2024年～ 監事

再任

引地 美枝子
(ひきち みえこ)



〈略歴〉
2020年～2026年 鹿児島市区分理事

新任

吉元 むつみ
(よしもと むつみ)

有識者監事候補者(定数3人)



〈略歴〉
2018年～ 有識者監事
※社会福祉法人麦の芽福祉会常務理事

再任

里中 正也
(さとなか まさや)



〈略歴〉
2024年～ 有識者監事
※鹿児島大学 法文学部
法経社会学科法学 助教

再任

三上 佳佑
(みかみ けいすけ)



〈略歴〉
鹿児島医療生協 常務理事
人事労務部長

新任

吉留 弘志
(よしどめ ひろし)

第4号議案

役員報酬限度額決定の件

役員の間年報酬を定款第26条に従い理事、監事を区分して提案します。下記の総額の範囲とすることを承認ください。

尚、その範囲内における常勤役員の報酬額、支給方法は規則第5号「常勤役員人事委員会運営規則」に基づき設置された常勤役員人事委員会において、規則第12号「常勤役員報酬支給規則」に定める内容の協議・確認を行い、結果は理事会に報告し審議を行います。その他、非常勤役員報酬については規則第16号「非常勤役員報酬支給規則」に従って同じく理事会での協議に、監事報酬については監事の協議にご一任いただきますことをご了解ください。

- | | | |
|---------------|----|---------|
| 1) 理事（26人）の報酬 | 総額 | 7,800万円 |
| 2) 監事（6人）の報酬 | 総額 | 300万円 |

尚、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任願います。

第5号議案 退任役員への慰労金支給の件

本通常総代会をもって期中に退任する役員9人に対し、在任中の功労に報いるため、常勤役員は、規則第13号「常勤役員退職慰労金支給規則」、非常勤役員は、規則第19号「非常勤役員慰労金及び慶弔見舞金規則」に基づき退任慰労金を支給することを提案します。

なお、その具体的金額、支給の時期、方法は、規則に従ってお支払いします。

退任役員の略歴は次の通りです。

退任する役員の氏名	略歴
南部 由理子（副会長）	2012年6月より離島特販区分理事 2016年6月より副会長理事
大原 千恵子（理事）	2018年6月より南薩区分理事
吉井 陽子（理事）	2020年6月より大隅区分理事
河原 尚武（理事）	2020年6月より有識者理事
麻生 万記子（理事）	2022年6月より鹿児島市区分理事
町 カノ（理事）	2022年6月より離島特販区分理事
山口 斉（理事）	2016年6月より常務理事 2022年6月より常勤理事
福峯 清行（監事）	2016年6月より有識者監事
下村 佳代子（監事）	2014年6月より北薩区分理事 2020年6月より組合員監事

尚、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任願います。

第6号議案

総代会特別決議採択の件

特別決議（案）

「憲法」と「食」を学び、安心して暮らし続けられる地域社会を、協同の力でともに作りましょう。

生協コープかごしまは、2026年4月1日に創立55年を迎えました。今年11月3日には日本国憲法公布から80年の節目を迎えます。私たちは創立以来、「よりよき生活と平和のために」を掲げ、組合員と職員がともに学び、行動しながら、食の安心・食品の安全、そして憲法や平和の大切さを地域に広げてきました。憲法が保障する基本的人権・平和主義・民主主義は、私たちのくらしの基盤であり、協同組合の理念とも深く結びついています。不安定になりつつある国際情勢は、世界経済や安全保障に大きく影を落としています。こうした状況だからこそ、憲法について学び、考える取り組みがより重要になっています。

2026年度は、2030年ビジョン第2次中期計画の最終年度にあたり、「食の安心・食品の安全」「地域の食と農の持続」「協同の価値の発信」を重点に掲げています。農業・漁業の担い手不足、気候変動、物価高騰など、「食」をめぐる課題も深刻さが増す中、生産者と消費者をつなぎ、地域の食料自給率を高め、持続可能な地域社会をつくることは、協同組合にとって大切な役割です。

2025年の「国際協同組合年」を契機に、協同組合の社会的役割は改めて評価されています。相互扶助の精神を生かし、誰一人取り残さない社会をめざす取り組みは、くらしの課題に向き合ううえで一層重要になっています。物価高が続く家計負担が増す中、政治の動きも私たちのくらしに直結しています。安心して暮らせる社会を実現するため、私たち自身が学び、声を上げ、行動することが求められています。

以上のことから、次の取り組みを広く呼びかけます。

1. 憲法公布80年を機に様々な学習会や取り組みに参加し、憲法とくらしのつながりや、平和・人権・民主主義の意義を、地域に広げましょう。
2. 食の安心・食品の安全について生産者やメーカーなどとの交流を深め、豊かな地域の食とくらしや、未来の食を守る取り組みにつなげていきましょう。
3. 地域課題の解決に向けて、組合員・職員・地域のさまざまなつながりで協同しながら、安心して暮らし続けられる地域社会づくりをすすめていきましょう。

以上、決議します。

2026年6月23日
生活協同組合コープかごしま第55回通常総代会

尚、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任願います。

生活協同組合コープかごしま定款

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は生活協同組合コープかごしまという。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入しこれを加工し、若しくは、加工しないで又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設（第5号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員のための自動車運送取扱い事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- (6) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (7) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、鹿児島県の全地域とする。

(事業所の所在)

第5条 この組合は事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第二章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書きの規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は組合員となったものについて組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員になろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金（出資第1回の払込み金）の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金（出資第1回の払込み金）の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏

名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を3年間行わなかったときは、脱退の予告があつたものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定により脱退の予告があつたものとみなそうとするときは、この組合は事前に組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行った時は、その結果について総代会に報告するものとする。

5 第3項の手続き等は規約に定める。

(法定脱退)

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業（施設）を利用しないとき
- (2) 出資の払込み（供給物資の代金又は利用料の支払）を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は1,000円とし、全額一時払込みとする。（出資口数の増加）

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

2 出資口数を増加しようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに、減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでにその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に必ずる払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第三章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- ①理事 15人以上 40人以内
②監事 5人以上 7人以内

(役員を選任)

- 第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。
- 2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 組合員以外の者のうちから監事を選任する場合は、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこととする。
- 4 理事は、監事を選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

- 第21条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし再選を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員を兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事又は使用人
(2) 組合の子会社等の取締役又は使用人

(役員を責任)

- 第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

- 7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員を解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員を解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員を報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示したものでなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べるることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(会長・理事長・専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長及び専務理事を理事会に於いて互選する。ただし、必要に応じて会長、常務理事を互選することができる。

2 会長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を総理する。

- 3 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は理事をもって組織する。

- 2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別に定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総代会の招集並びに総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれ

を拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社等に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社等は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に
応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し、必要な事項は規則
で定める。

第四章 総代会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、500人以上600人以内に於いて総代選挙
規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は総代選挙規約の定めるところにより、組合員のう
ちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選
挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、
誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残
任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても、後任者の就任するまで
の間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿
を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招
集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議
決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の
同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載
した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事
会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招
集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は
前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がな
いのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会
を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の
日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければな
らない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会
の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合は、
第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければ
ならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会
の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載
した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところ
により、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類
及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類そ
の他法令で定めるものを調査しなければならない。この場
合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当
な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に
報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続

行することができる。この場合においては、第53条の規定
は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項は総
代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資1口の方額の減少

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 連合会及び他団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と
認められる他団体への加入又は脱退であって、多額の出資
若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前条
の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、
理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条第4項の規定によってあらかじめ
通知した事項についてのみ議決をするものとする。た
だし、この定款により総代会の議決事項とされているもの
を除く事項であって軽微かつ緊急を要する事項については、
この限りではない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ議事を開き、
議決することができない。

2 前項に規定する数の総代の出席のないときは、理事会は、
その総代会の会日から20日以内に、さらに総代会を招集す
ることを決しなければならない。この場合には、前項の規
定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について
説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明
をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この
限りでない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関
しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく
害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査
をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代
会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知
した場合又は当該事項について説明をするために必要な
調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより
組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害する
こととなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について
繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項に
ついて説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議
決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同
数のときは議長が決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代の中か
らその都度選出する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しな
い。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決
に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3
分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約
の全部の移転

(5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあ

った事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行使するものは、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第66条及び第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、2人までの総代を代理することができる。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があつた場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第66条 この定款で定めるもののほか、総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第五章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、生鮮品、米穀、酒、煙草、食塩、衣料品、燃料、切手、印紙、医薬品、化粧品、家庭雑貨、家具、電気器具、文房具、書籍、飲物とする。

- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、文化事業施設、理容施設、美容施設、保育施設及びクリーニングとする。
- 3 第3条第3号に規定する自動車運送取扱い事業は、道路運送法第2条第4項に掲げる事業とする。
- 4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。
- 5 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業とする。
- 6 第3条第6号に規定する組合員の生活及び文化の向上を図

る事業の内容は、講演、講習、見学、出版、スポーツ大会、レクレーション活動、商品テスト、プレイガイドとする。

7 第3条第7号にもとづく教育事業は次の通りとする。

- ア) 組合員の生活改善に関する知識の向上を図る事業
- イ) 組合従業員の生活改善に関する知識の向上を図る事業
- ウ) 一般市民に対する生活思想の啓発を図る事業

第六章 会 計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(医療福祉等事業の区分経理)

第72条 この組合は、次に掲げる事業（以下、「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

- (1) 法第50条の3第3項の規定に基づき区分経理しなければならない事業

- イ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業の指定を受けて実施する事業
- ロ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

- (2) 区分経理に含める事業（(1)を除く。）

- イ 自主的に行なう訪問介護サービス事業

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のおてん補にあてるべき金額を控除した金額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のおてん補にあてる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第7号に定める事業の費用にあてるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(医療福祉等事業の積立金)

第75条 この組合は、医療福祉等事業に関し、剰余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の割戻し)

第76条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第77条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をおてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお、剰余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度、利用した事業の種類別及び分量を証する領収書等を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の種類別ごとの総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について、総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行うこと及び事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書等を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積み立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書等によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資金に応ずる割戻し)

- 第78条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。ただし、事業年度内の組合員毎のいちじるしい出資額の異動については、毎月末日を計算期日とする。
 - 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
 - 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
 - 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
 - 6 前項の請求があったときは、この組合は遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかつたときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第79条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第80条 この組合は、剰余金については、第76条の規定により組合員への割戻しを行った後に、なお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第81条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第82条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第83条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第七章 解 散

(解 散)

第84条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 行政庁の解散命令
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定

2 この組合は、前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が100人未満になったときは解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、且つ公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第85条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に分配する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、この議決によるものとする。

第八章 雑 則

(公告の方法)

第86条 この組合の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 電子公告による方法
- (3) 官報に掲載する方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)(2)に規定する方法により行うものとする。

3 第1項において、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告ができない場合は、南日本新聞に掲載して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第87条 この組合が組合員に対して行う通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第88条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(執行期日)

- 1 この定款は、この組合成立の日から施行する。
(成立当初の役員任期)
- 2 この組合の成立当初における役員任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。
(成立当初の事業年度)
- 3 この組合の成立の日の属する事業年度は第69条にかかわらず、この組合の成立の日から翌年の3月31日までとする。
- 4 この定款は1979年2月14日より施行する。(第4条区域の改訂)
この定款は1979年12月13日より施行する。(第4条区域の改訂)
この定款は1980年3月7日より施行する。(第2条名称の改訂)
この定款は1981年4月14日より施行する。(第27条役員定数の改訂)
この定款は1983年7月9日より施行する。(第4条区域、第33条理事長及び専務理事の改訂)
この定款は1986年2月28日より施行する。(第3条事業、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は1987年12月14日より施行する。(第3条事業、第27条役員定数、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は1992年1月1日より施行する。(第2条名称、第3条共済事業等の改訂)
この定款は1994年2月16日より施行する。(第43条総代定数、第66条共済掛金の最高限度額の改訂)
この定款は1998年6月18日より施行する。(第33条理事長・副理事長及び専務理事、第65条事業の品目等第4項の改訂)
この定款は1999年11月17日より施行する。(第3条事業、第38条定款等の備えつけ及び書類の提出、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は2000年7月19日より施行する。(第3条事業、第20条教育事業繰越金、第22条利用分量に応ずる割りもどし、第23条出資金に応ずる割りもどし、第30条役員任期、第30条の2役員兼職禁止、第31条役員責任、第32条の2役員報酬、第34条理事会、第34条の2理事会招集手続、第36条理事会の成立要件、第36条の2理事会の議決方法、第36条の3理事会の議事録、第37条書面による理事会への出席、第38条定款等の備えつけ及び書類の提出、第39条の2監事による調査、第39条の3理事の報告義務、第39条の4組合員の調査請求、第44条の2総代の職務執行、第46条の2総代名簿、第52条総代会の議決事項、第55条総代会の議決方法、第57条議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使、第61条総代会の規定の準用、第65条事業の品目等、第65条の2財務処理、第68条削除の改訂)
この定款は2002年6月27日より施行する。(第65条4項第1号への手術の追加、同第3号へのこども共済の追加、同第65条第6項への児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法の追加、第66条第2項へのこども共済の追加と金額変更の改訂)
この定款は2003年6月19日より施行する。(第10条2～5項「みなし自由脱退」の新設、第21条第1項の剰余金の割戻しの総括規定の設置、第22条の利用割戻しの規定整理、第23条の出資配当の規定整理、第33条第4項の専務理事への「代表する」の追加、第37条第3項の理事会における書面議決と選挙に関わる事項の規則との関連整理、第39条第2項の「全ての監査結果」の総代会への報告の明記、第57条第3項の総代会への書面議決と選挙に関わる事項の規約との関連整理、第69条の厚生労働大臣への変更の改訂)
この定款は2004年6月29日より施行する。(第66条2項の文字使いの整理、こども共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂)
この定款は2005年6月17日より施行する。(第66条2項の共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂)
この定款は2006年6月9日より施行する。(第66条2項のこども共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂、第65条6の障害者自立支援法の追記)
この定款は2008年7月15日より施行する。
この定款は2009年3月2日より施行する。(第68条事業の品目等の改訂、第69条共済掛金及び共済金の削除、第70条財務運用の基準の削除、第71条共済事業規約の削除、第75条共済事業の経理区分の削除、第77条他の経理への資金運用の禁止の削除、条文削除に伴う条数の繰り上げ、変更)
この定款は2009年12月22日より施行する。(第79条の端数

処理の四捨五入から切り捨てへの変更の改訂)

この定款は2011年7月16日より施行する。(第68条事業の品目第4項に終身共済事業の追加)

この定款は2013年7月16日より施行する。(第42条の役職員の定数を模範定款例に準拠し削除、第68条と第72条項に法律名の変更に伴う変更の改訂)

この定款は2021年7月6日より施行する。(第3条事業の第5項組合員の旅行に関する事業を削除、第23条役員責任の第10項第1号のイを日本生活協同組合連合会の条番号改定に伴い引用個所項番号の変更、第68条事業の品目等の第4項に学生総合共済事業、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業、自動車総合補償共済事業を追記、第68条事業の品目等の第5項を削除)

この定款は2023年7月11日より施行する。(第5章第68条4項にある「全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業」の削除)

この定款は2023年9月6日より施行する。(第1章第3条2号組合員の生活に有用な協同施設(第6号)を(第5号)に変更)

この定款は2025年7月3日より施行する。(第41条顧問の条文を模範定款例に準拠し変更、第61条の総代会の特別議決方法(5)条文 第25条から第23条への変更、第74条教育事業等繰越金の条文 第3条第8号から第7号への変更、第77条利用分量に応ずる割戻しの条文 第78条第1項から第73条第1項への変更、第77条利用分量に応ずる割戻し5項条文を模範定款例に準拠し変更、第86条公告の方法の1項の(3)追加)

規約第2号

**生活協同組合コープかごしま
役員選任規約**

(総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選任区分及び選任区域)

第2条 役員選任に当っては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区分として役員候補者を選定する。

(1) 全体区分

(2) 地方区分

2 理事の全体区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤理事及び組合員理事、有識者理事の候補者を選定する。

3 理事の地方区分においては、別表に定める区域ごとに（理事会において定める区域ごとに）組合員理事の候補者を選定する。

4 監事の全体区分においては、組合員監事及び有識者監事の候補者を選定する。

(定数)

第3条 役員の選任区分ごとの定数、全体区分における常勤理事及び組合員理事、有識者理事（監事にあっては組合員監事及び有識者監事）の定数配分並びに地方区分における各区域の定数は、定款第18条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 以下の者は役員の候補者となることはできない。

(1) 総代

(2) 第5条に定める役員推薦委員会の委員であって現任理事でない者

2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。

(1) 未成年者

(理事候補者及び監事候補者の推薦)

第5条 理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、役員推薦委員会をおく。

2 役員推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。

(1) 理事会が選任した総代

(2) 理事会において選任した理事

(3) その他有識者

3 理事会は、前項第1号の選任をしようとするときは、その内容につき地域別総代会議に諮らなければならない。

4 役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

5 役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。

6 役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

7 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。

8 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第4項により役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。

9 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(地方区分理事候補者の推薦)

第6条 理事長は、地方区分理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、役員推薦委員会の推薦を受け
ることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。

- (1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所
- (2) 第3条に基づき理事会が決定した区域別の理事定数
- (3) 申出の受付方法及び申出の期限

2 前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して
組合員であるものに限る。

3 役員推薦委員会は、第1項の規定により申し出た組合員の中から、委員の3分の2以上の多数により、
第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

(役員選任議案の決定)

第7条 理事長は、前二条の規定による役員推薦委員会の報告並びに第5条第8項による監事との協議を行
ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければ
ならない。

2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が
請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。

3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する
場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

4 理事会は、役員就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代
に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。

ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決するこ
とを妨げない。

(役員就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなけ
ればならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したもの
みなす。

(役員補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は総代会の議決による。

附則

1. この規約は2008年6月4日から施行する。

2. この規約は2020年6月19日より一部改定を実施する。(第4条2項) 〃

規則第5号

生活協同組合コープかごしま

常勤役員人事委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、生活協同組合コープかごしまの特別委員会として設置される「常勤役員人事委員会」
(以下委員会という)の運営について定める。

(構成)

- 第2条 委員会は、理事会で任命された次の理事をもって構成する。
- ① 会長
 - ② 副会長、学識経験理事のなかから会長が指名したもの
- 2 委員は非常勤役員とする。

(任務)

- 第3条 委員会は次の事項について検討し、理事会に報告する。
- ① 常勤役員の選任および退任、職務分担と権限等
 - ② 常勤役員に関わる諸規則の設定および改廃
 - ③ 常勤役員の退任への退職慰労金支給額
 - ④ 常勤役員報酬の設定および改定
 - ⑤ その他常勤役員の処遇に関する事項

(開催)

- 第4条 委員会は委員長が招集して開催する。
- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって開催する。
 - 3 実出席者の他、Web会議システムによる出席者も出席とみなし成立要件および賛否に加える。
 - 4 Web会議システム使用にあたっては双方向性の確保およびセキュリティ確保に努める。
 - 5 理事会への報告にあたっては、当該出席者名とその参加場所、システム異常の有無を記載する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は特別定めない。理事を退任した場合は委員も退任するものとする。
- 2 委員の補充は、第2条の規定により理事会でおこなう。

(委員会の運営)

- 第6条 委員会は、委員長を互選する。委員長は会の運営にあたる。
- 2 委員会に事務局を置く。

(改廃)

- 第7条 この規則の主管部署は組織運営本部である。規則の改廃は、委員会での検討にもとづき理事会でおこなう。

(附則)

- この規則は1988年8月9日より発効する。
この規則は1998年6月9日より一部変更し発効する。
この規則は2007年12月11日より一部変更し発効する。(主管部署の追記)
この規則は2012年4月12日より規則番号を変更する
この規則は2014年4月11日より主管部署名を変更する(内局組織変更)
この規則は2021年4月15日よりWeb出席に関する事項を追記する

規則第12号

生活協同組合コープかごしま 常勤役員報酬支給規則

(目的)

- 第1条 この規則は、生活協同組合コープかごしまの常勤役員の報酬に関する事項について定める。

(報酬の決定)

- 第2条 常勤役員の報酬は、規則によって設置された「常勤役員人事委員会」で審議決定し、理事会に報告する。

(報酬の基準)

- 第3条 常勤役員の報酬は、基礎報酬、役職報酬、代表理事報酬とする。
- (1) 基礎報酬は、一般職員給与を加味して設定する。

(2) 役職報酬は、常勤理事の職務により、以下の額を年額とする。

常務理事100万円、専務理事200万円、副理事長300万円、理事長400万円

(3) 代表理事報酬は、年額50万円とする。

2 福利厚生の性格を持つ諸手当については職員に準じて支給する。

(報酬の改訂)

第4条 常勤役員の報酬は、職員給与の改訂時期に合わせて、経営状況や社会一般の水準等を考慮して、当該年度予算に計上された範囲内で改訂する。

2 役位に変動があった場合は、その翌月から変更する。

(不服申立て)

第5条 常勤役員は自己の報酬額の改訂について不服がある場合、常勤役員人事委員会に対して不服申立てをおこなうことができる。

2 不服申立てがあった場合は、すみやかに常勤役員人事委員会を開催し、再審議のうえ修正又は原案の再確認を行い、本人への通知と理事会への報告を行う。

3 再審議結果に対して再度不服申立てが行われた場合は理事会に報告し、理事会で決定する。

(支給方法)

第6条 常勤役員報酬は、年俸の12分の1及び諸手当を、毎月18日に指定された銀行口座へ振込によって支給する。月額で1000円未満の端数は切上げ処理する。

(退職慰労金)

第7条 常勤役員の退職慰労金については、別に定める。

(規則の制定・改廃)

第8条 この規則の主管部署は組織運営本部である。規則の制定および改廃は、理事会においておこなう。

附 則

この規則は、1988年9月13日より発効する。

この規則は、1997年5月13日一部改訂実施する。

この規則は、2007年12月11日一部改訂実施する。(主管部署)

この規則は、2012年4月12日より規則番号を変更する

この規則は、2014年4月11日より主管部署名を変更する(内局組織変更)

この規則は、2018年1月26日より報酬の体系内容を、基準として変更する。

この規則は、2021年3月25日より基礎報酬および役員報酬を変更する。

規則第13号

生活協同組合コープかごしま

常勤役員退職慰労金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、生活協同組合コープかごしまの常勤役員の退職・退任又は死亡に際し役員在任中の功労に報いるための退職慰労金支給について定める。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤役員が次の各号の1つに該当する場合に適用する。

(1) 定年又は病気、死亡等により退職した時

(2) 常勤役員を退任し、非常勤役員又は一般職員となった時

(支給額の決定)

第3条 退職慰労金の金額及び支給方法は、常勤役員人事委員会で審議のうえ理事会で決定する。

(算出基準)

第4条 退職慰労金は次のように算出する。

①各期ごとに、その期の退職慰労金を確定する。

②各期役員報酬の月平均報酬額×係数2.4とする。

③各期ごとに確定した退職慰労金を合計して、退任時に支給する。

期中において役員報酬の変更をおこなった場合は、期間（2年）内の支給報酬額を合計し、「支給報酬総額÷24」という計算で、月平均報酬額を算出します。

（支給額の減額等）

第5条 在任中に不都合な行為等があって役員を解任され、理事会で減額支給ないし不支給が適当と認められた場合は、支給額を減額又は支給しないことがある。

（功労金の支給）

第6条 理事会は、退職又は死亡した常勤役員の在任中、特に功労があったと認めた場合退職慰労金の他に功労の内容、任期数、経営の状況等を考慮して退職慰労金の範囲で功労金を支給することができる。

（支給時期と支給方法）

第7条 退職慰労金（功労金を含む）は、その常勤役員が退任した日から1ヵ月以内に一括支給されるものとする。ただし特別の理由がある時はこの限りではない。

2 日生協役員年金の年金受給資格を有するものは、年金で受け取ることができる。年金受取の方法等は以下のとおりとする。

（1）受取方法

①受取期間については日生協役員年金の年金受取期間から選択する。

②受取は指定口座への生協からの振込みをもって行う。振込みは年4回—3、6、9、12月末までに行い、振込手数料は生協が負担する。

（2）年金金額

①年金としての支払金額は日生協役員年金制度による年金金額とする。

②源泉徴収は年4回の振込時に生協がおこなう。

③年金の「配当金」が生じた場合は本人には支給しない。

（3）見直し、変更

①中途での一時金での受取への変更希望等が生じた時は年金制度に基づき本人、生協の協議で見直しや変更を行うものとする。

②本人死亡による遺族の受取は年金制度に基づき処理する

3 退職又は死亡した常勤役員が、生協等に対して債務がある場合は退職慰労金の支給に際して控除することができる。

（本人死亡時の受取人）

第8条 本人死亡時の退職慰労金は、その遺族に支給する。

2 遺族への支給にあたっては、労働基準法施行細則第42条より第45条までを準用して最も適当と認められる遺族に支給する。

（常勤役員就任時の職員退職金の処理）

第9条 職員から常勤役員に就任するに際しては職員としての退職金は精算し引き継がない。

（協議事項）

第10条 この規則に定めのない事項については理事会において協議決定する。

（規則の改廃）

第11条 この規則の主管部署は組織運営本部である。規則の改廃は理事会においておこなう。

<付記事項>

1. 新規則については、第18期からの適用とする。第17期までの退職慰労金について、前規則にもとづく基準で算出し、確定させる。

（前規則は、退任時の月報酬額×任期×係数3.0）

2. 新規則は、各期ごとに退職慰労金を確定し、その金額を合計して、退任時に支給する。

3. 日生協役員年金に関する事項は第18期退任役員からの適用とする。

附 則 この規則は、1988年9月13日より発効する。

2 2004年 3月 9日 一部改訂

3 2006年 9月12日 一部改訂

4 2027年 12月 11日 一部改訂（主管部署追記）

5 2012年 4月 12日 規則番号変更

規則第16号

生活協同組合コープかごしま

非常勤役員報酬支給規則

（目的）

第1条 この規則は、生活協同組合コープかごしまの非常勤役員の報酬に関する事項について定める。

（報酬の体系）

第2条 非常勤役員の報酬は下記のように定める。

報酬額

会長理事	85,000円
副会長理事	50,000円
理事	35,000円
学識理事	25,000円
監事	35,000円

（支給方法）

第3条 非常勤役員報酬は、活動交通費と一緒に、毎月定期的に理事会開催日の1週間後に、指定された銀行口座に振り込む。

（規則の制定・改廃）

第4条 この規則の主管部署は組織運営本部とし、制定および改廃は、理事会においておこなう。

附 則

この規則は、2001年2月13日より発効する。

この規則は、2007年12月11日より一部改定し施行する。（主管部署追記）

この規則は、2008年5月20日より一部改定し施行する。（報酬額の改定）

この規則は、2012年4月12日より規則番号を変更する。

この規則は、2014年4月11日より主管部署名を変更する。（職制名変更）

この規則は、2016年6月9日より一部改定し施行する。（報酬額の改定）

規則第19号

生活協同組合コープかごしま

非常勤役員慰労金及び慶弔見舞金規則

（目的）

第1条 本規則は、非常勤理事・監事（以下「非常勤役員」という）の慰労金・慶弔見舞金等について定める。

（慰労金）

第2条 非常勤役員が退任及び辞任した場合、次の各号により慰労金を支給する。

(1) 任期1期・2年を満期退任のとき30,000円とし以降任期1期、2年毎に10,000円を加算する。

但し、任期途中で退任の場合は1年ごとに5,000円を加算する。

(2) 任期1期・2年未満での退任の場合は前項を基本に就任期間に応じて支給する。

但し、最低支給額を10,000円とする。

任期によりその都度三役会で決定する。

2 会長・副会長の慰労金は、前号を基準に別途に理事長が起案し、三役会で決定する。

（結婚祝金）

第3条 非常勤役員が任期中に結婚した場合は、30,000円の結婚祝金を支給する。なお、結婚のため3ヶ月以内に辞任する場合も適用する。

（出産祝金）

第4条 非常勤役員（配偶者含む）が任期中に出産した場合は、20,000円の出産祝金を支給する。なお、出産のため3ヶ月以内に辞任する場合も適用する。

(総合補償保険への加入と適用)

第5条 生協は非常勤理事の活動中、偶然な事故に対する補償として「保険」に加入しなければならない。補償は「損害補償」と「賠償責任補償」の総合補償制度とする。

2 補償金額は次のとおりとする。

年間活動日数		90日間
障害補償金	死亡・後遺障害	500万円
	入院日数(1日)	5,000円
	通院日数(1日)	3,000円
賠償保障金額 (免積金額 1,000円)		対人1名 1,000万円程度 対人1事故 3,000万円程度 対物1事故 100万円程度

3 保険契約者は生協とし、保険料も生協負担とする。加入は一括加入とし一括支払いとする。

4 保険期間は原則として1年とし、中途加入者は加入日より保険期間終了日とする。

5 「保険金請求」事務手続きなど詳細については「非常勤役員補償保険取扱い基準」に定める。

(傷病見舞金)

第6条 非常勤役員が任期中に活動中以外で傷病または不慮の事故を受けた場合は、次の各号により見舞金又は見舞品を支給する。

(1) 傷病

入院10日以上 20,000円

(2) 不慮の災害を受けたとき

その程度に応じて 10,000円～30,000円以内

(弔慰)

第7条 非常勤役員及びその家族が死亡した場合は、次の各号により香典及び弔慰品を適用する。

(1) 弔慰金

① 非常勤役員本人

- ・任期中、活動中に死亡した場合は第5条に定める保険適用範囲内を限度額とし支給する。その他の事由で死亡した場合は30,000円とする。
- ・退任または辞任後1年以内に死亡した場合は20,000円とする。
- ・退任または辞任後1年以上3年以内に死亡した場合は10,000円とする。

② 配偶者

- ・任期中死亡した場合 20,000円
- ・退任または辞任後死亡した場合1年以内の場合 10,000円
- ・1年以上3年以内の場合 5,000円

③ 任期中の実養義父母の死亡 10,000円

④ 任期中の子女の死亡 10,000円

⑤ 任期中の同居する祖父母、兄弟姉妹の死亡 5,000円

(2) 非常勤役員任期中の弔慰品

① 非常勤役員本人 弔電、献花一对

② 配偶者 弔電、献花一本

③ 実養義父母 弔電、献花一本

④ 子女 弔電、献花一本

⑤ 同居する祖父母、兄弟姉妹 弔電

(3) 通夜、告別式への参加対応などは、その都度決める

(非常勤役員以外の場合)

第8条 運営委員長等で前号各項に類する事項が生じた場合は、前各号を基にその都度理事長が判断・執行し、三役会に報告、承認を得る。

(適用)

第9条 この規則は、最低限度の規定であり、理事長が情状による変更適用することができる。

(改 廃)

第 10 条 この規則の主管部署は組織運営本部である。規則の改廃は理事会において行う。

附 則

この規則は 1979 年 7 月 20 日より実施

1982 年 1 月 1 日より一部改訂

1985 年 4 月 15 日より一部改訂

1985 年 6 月 15 日より一部改訂

1998 年 6 月 9 日より一部改訂

2004 年 5 月 14 日より一部改定

2007 年 12 月 11 日より一部改定（主管部署の追記）

2012 年 4 月 12 日より規則番号を変更する

2014 年 4 月 11 日より主管部署名を変更する（職制名変更）

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

【第1原則】 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている。

【第2原則】 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

【第3原則】 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- 組合員の承認により他の活動を支援するため

【第4原則】 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

【第5原則】 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

【第6原則】 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

【第7原則】 コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

